

業 務 概 要

令和7年度



福岡県京築保健福祉環境事務所

目 次

I 管内の概況

1	管内概況図	1
2	管内概況	2
3	所在地及び管轄区域	3
4	管内市町別人口・世帯数・面積	3
5	人口動態総覧	3

II 保健福祉環境事務所の概要

1	組織の概要	4
2	沿 革	5
3	附属機関等	5

III 業務の概要

総務企画課

総 務 係

1	庶務及び財務会計事務	6
2	生活保護法における医療扶助、介護扶助、経理事務	6
3	その他の事務（所属研修）	6

企画指導係

1	総合相談窓口	6
2	地域保健に関する普及・啓発活動	6
3	健康危機管理	7
4	災害救助	7
5	厚生統計業務	7
6	免許受付及び進達事務	8
7	薬務	8
8	医務	8
9	民生委員・児童委員の事務	9
10	援護事務	9
11	同和対策（研修）	9

健康増進課

健康増進係

1	健康づくりの推進	10
2	栄養改善等の推進	11
3	母子保健	12
4	原爆被爆者対策	13
5	難病対策	13
6	在宅医療の推進	14
7	歯科保健の推進	14
8	肝炎対策	15

精神保健係

1	精神医療対策	16
2	精神保健福祉対策	16

保健衛生課

保健衛生係

1 食品衛生	18
2 狂犬病予防及び動物愛護管理	18
3 生活衛生	19
4 水道	19

感染症係

1 結核予防対策	20
2 感染症対策	21

社会福祉課

1 児童福祉に関する事務	23
2 高齢者福祉に関する事務	23
3 困難を抱える女性及び母子・父子・寡婦福祉に関する相談・支援	24
4 介護保険事業に関する事務	24
5 社会福祉法人に関する事務	24
6 障がい者福祉事業に関する事務	25

保 護 課

1 生活保護制度とは	26
2 保護課の業務	26
3 保護の種類	27

環 境 課

地域環境係

1 浄化槽	28
2 鳥獣の保護	28
3 温泉	28
4 自然公園	28
5 自然海浜保全地区	28
6 地域環境協議会事業	29
7 環境教育	29

環境指導係

1 環境保全	30
2 廃棄物	30

IV 各課資料

◆ 曜日を定めて実施している相談・指導	62
◆ 事務所所在地・連絡先・交通アクセス	63

I 管内の概況

1 管内概況図



2 管内概況

(1) 地 勢

当所が所管する行橋市、豊前市、京都郡（荻田町、みやこ町）、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）の2市5町は、本県の東部に位置し、南は大分県中津市、北は北九州市小倉南区、西は田川郡と接し、東は周防灘に沿って南北に30数km、東西に17～18kmに及ぶ管内面積は569.77k㎡の農山漁村地域である。

(2) 交 通

鉄道網としては、南北周防灘沿いにJR日豊本線が走り、西の筑豊方面からは平成筑豊鉄道が行橋市に通じている。

道路交通網は、国道201号が行橋市から筑豊を経由して福岡市に通じている。JR日豊本線に並行する大動脈の国道10号は行橋市内をバイパスする新国道10号、また、東九州自動車道は、平成28年4月に豊前インターと椎田南インター間が開通し、県内の全区間が開通している。しかし、西の山間部を中心に、いわゆる谷が多く、谷から谷への横断的物流が困難であり、山間部からの道路は新・旧10号に集中するため、朝夕のラッシュ時には渋滞が慢性化するなど地域経済発展の阻害要因となっている。

また、平成18年に北九州空港が開港しており、24時間利用可能な特色を最大限に活用し、企業・住民ニーズの高いビジネス・観光路線や早朝・深夜便を誘致するとともに、貨物拠点空港としての役割も担っている。

(3) 人 口

平成の市町村合併により、平成17年10月11日に築上郡の新吉富村と大平村が合併し、人口8,200人の「上毛町」として、平成18年1月10日には築上郡の築城町と椎田町が合併し、人口約21,100人の「築上町」として、さらに平成18年3月20日には京都郡の犀川町、勝山町、豊津町が人口約23,100人の「みやこ町」としてスタートした。このように、荻田町と吉富町を除く町村が合併したが、管内の人口は18万人程度で、依然として微減傾向にあり、京築地域全体としては、若年層の人口流失と高齢化が進行している。

なお、平成21年11月2日から豊前市・築上町・上毛町が、令和2年1月17日から吉富町が中津市を「中心市」とする「九州周防灘地域定住自立圏」に参加し、人口定住を図っている。

(4) 経 済

温暖な気候であることから、米・麦・果樹など多種多様な農産物が栽培されており、日本三大干潟の一つである豊前海は、豊前一粒かき・海苔の養殖や、アサリ・マテガイ・ワタリガニなどの海産物の産地でもある。また、自動車関連・電子部品・セメント製造等の企業が操業している。しかしながら、荻田町以外は、全体的な地域開発の遅れと昨今の経済情勢を反映し、ほとんどの企業が中小零細企業のため雇用吸収力も弱い状況にある。商業については、生活圏の広域化によって消費が隣接の北九州市や中津市に吸収され、当地域における商業活動の地盤沈下が進み、浮揚対策が模索されている。

(5) 生 活

管内医療機関の状況としては、結核病床、小児病床等の専門的医療施設がなく、また感染症の第一種、第二種指定医療機関も指定されていないことから、三次医療（高度医療）は北九州、中津の両医療圏に依存している。

生活保護の動向については、昭和59年12月における被保護世帯数2,108世帯（4.64%）をピークに減少していたが、長びく景気の低迷、介護保険制度の創設等の要因もあって平成10年以降は微増に転じていた。特に、平成20年秋のリーマンショックによる景気悪化の影響を受けて更に増加していたが、最近では景気悪化に歯止めがかかったことや自立支援プログラム等の取組の結果、平成24年11月からは僅かに減少の傾向を示している。令和7年3月の管内（京都郡、築上郡）の被保護世帯数は1,442世帯で、被保護人員1,922人、保護率は2.27%である。

3 所在地及び管轄区域

所在地：福岡県行橋市中央一丁目2番1号
 管轄区域：行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
 北九州市（環境部門）

4 管内市町別人口・世帯数・面積

	面積 (km ²)	世帯数	人口※			年少人口※ (0～14歳)		生産年齢人口※ (15～64歳)		高齢人口※ (65歳～)	
			計	男	女	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)
福岡県	4,987.66	2,424,802	5,096,883	2,415,960	2,680,923	625,688	12.7	2,893,555	58.7	1,411,843	28.6
京築圏域	569.77	79,979	177,355	86,482	90,873	21,222	12.2	94,711	54.2	58,656	33.6
行橋市	70.07	32,077	70,566	33,991	36,575	8,908	12.8	38,915	55.9	21,838	31.3
豊前市	111.01	9,897	22,696	10,606	12,090	2,422	10.7	11,254	49.9	8,880	39.4
荏田町	49.58	18,562	37,870	19,868	18,002	5,056	14.0	21,962	60.7	9,173	25.3
みやこ町	151.34	7,192	17,318	8,265	9,234	1,595	9.2	7,984	46.1	7,746	44.7
吉富町	5.72	2,693	6,304	2,969	3,335	824	13.1	3,422	54.4	2,042	32.5
上毛町	62.44	2,782	6,813	3,253	3,560	885	13.0	3,322	48.6	2,624	38.4
築上町	119.61	6,776	15,788	7,596	8,192	1,532	9.7	7,852	49.9	6,353	40.4

※性別・年齢構成別データについては、不詳分を除く 資料：人口移動調査(令和7年4月1日現在)

※面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和7年1月1日時点)

5 人口動態総覧

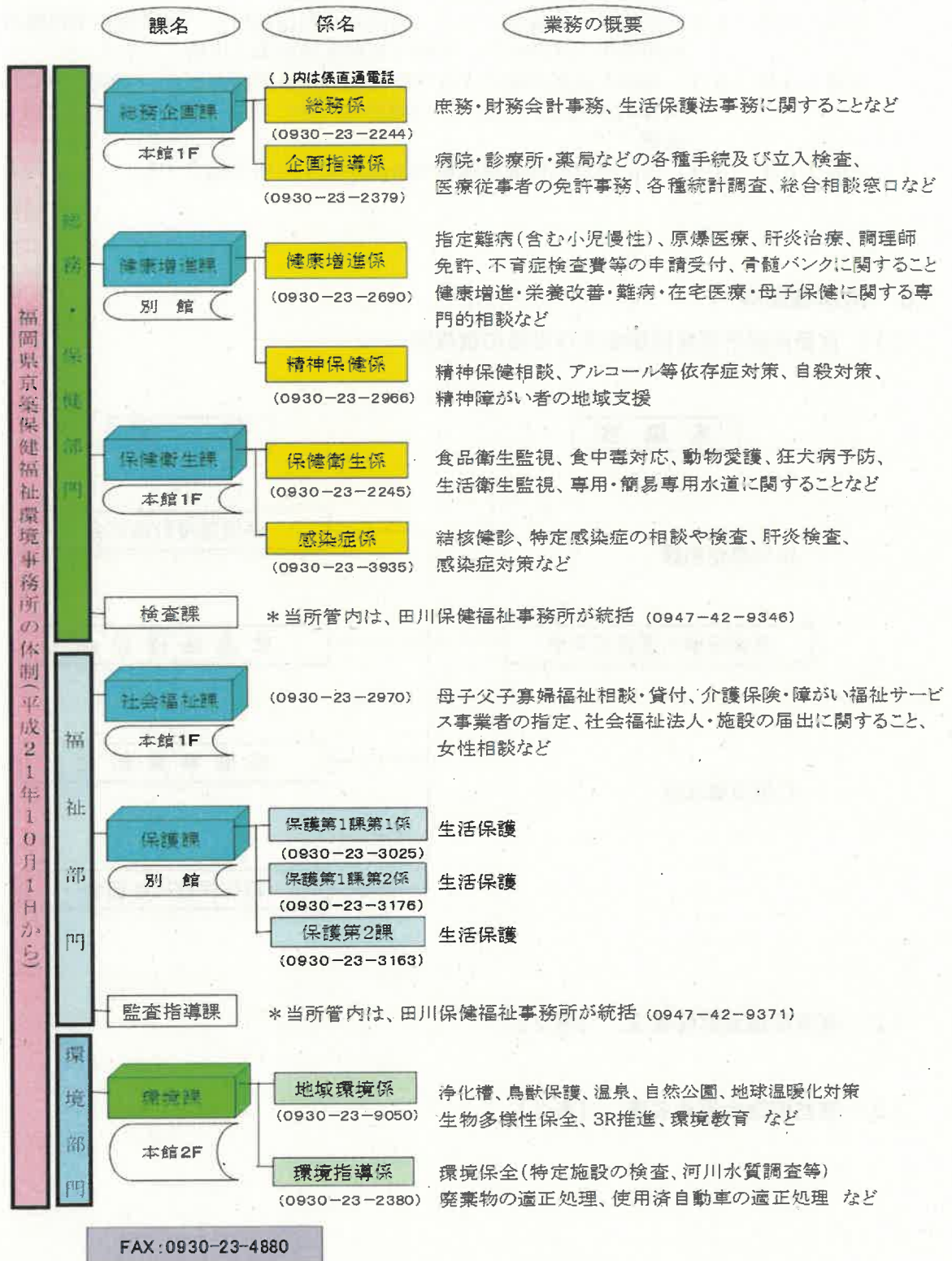
	出生数	死亡数	増減	低体重 児数 2500g未満	乳児 死亡数	新生児 死亡数	死産数			婚姻 件数	離婚 件数
							計	自然 死産	人工 死産		
福岡県	35,970	61,302	▲25,332	3,499	66	33	736	337	399	21,840	8,444
京築圏域	1,168	2,576	▲1,408	112	3	2	23	9	14	692	326
行橋市	525	912	▲387	46	0	0	11	5	6	296	132
豊前市	105	437	▲332	14	0	0	2	0	2	51	44
荏田町	279	383	▲104	26	1	1	6	3	3	190	81
みやこ町	83	334	▲251	7	0	0	1	0	1	43	14
吉富町	46	107	▲61	7	1	1	1	1	0	19	13
上毛町	42	117	▲75	5	0	0	0	0	0	18	12
築上町	88	286	▲198	7	1	0	2	0	2	75	30

資料：令和5年年計 人口動態総覧

Ⅱ 保健福祉環境事務所の概要

1 組織の概要

(1) 組織機構及び分掌事務



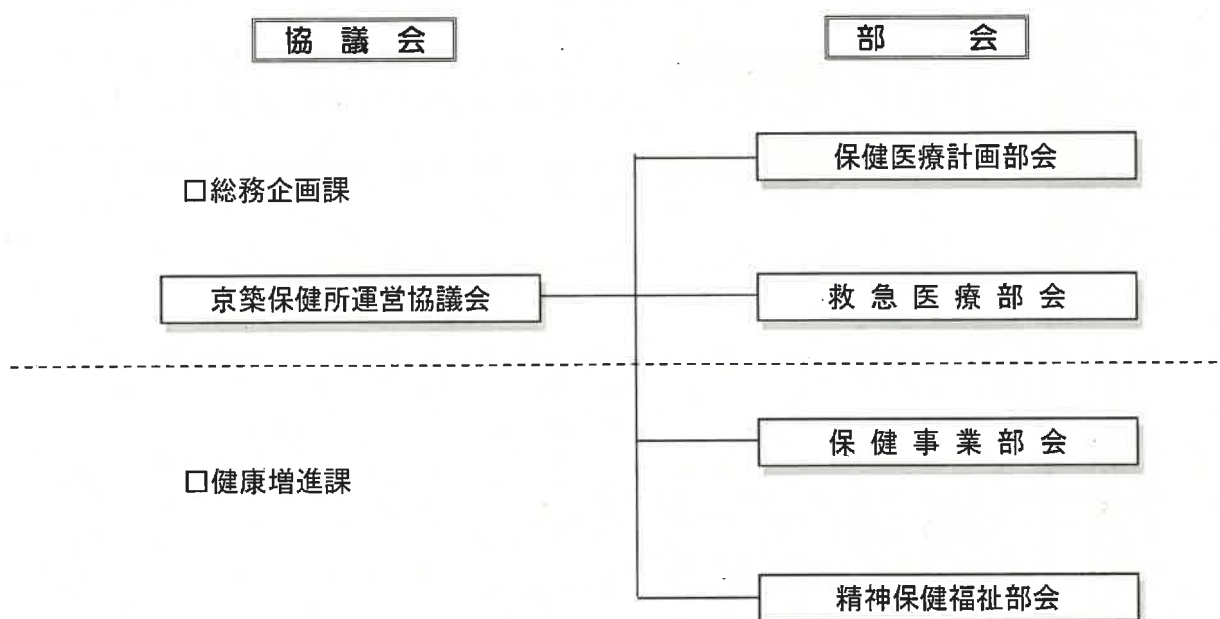
◆職員数 【表1】

2 沿革

- 昭和19年 4月 福岡県行橋保健所（行橋市）、福岡県八屋保健所（豊前市）設置
 昭和26年 4月 福岡県行橋保健所が「福岡県京都保健所」に改称
 福岡県八屋保健所が「福岡県築上保健所」に改称
 昭和30年11月 福岡県京築福祉事務所（豊前市）設置
 平成9年 4月 保健所の再編成により、福岡県京都保健所が「福岡県京築保健所」、
 福岡県築上保健所が「福岡県京築保健所築上支所」となる
 平成14年 9月 福岡県京築保健所と福岡県京築福祉事務所が統合、「福岡県京築保健福祉環境事務所」となり、行橋総合庁舎に本所と豊前総合庁舎に築上支所を置く
 平成16年 4月 福岡県京築保健福祉環境事務所築上支所を統合する

3 附属機関等

（1）京築保健所運営協議会及び部会の構成図



（2）運営協議会開催状況 【表2】

（3）運営協議会委員名簿 【表3】

Ⅲ 業務の概要

総務企画課

総務企画課は、総務係と企画指導係の2係で構成される。

総務係は、所内外との連絡調整や庶務全般のほか、職員の人事、服務、給与並びに公有財産、備品の管理、各事業に関する会計事務及び生活保護法における医療扶助、介護扶助、経理事務を行っている。

一方、企画指導係は、保健所運営協議会等の運営、市町をはじめとする関係機関等の連絡調整、保健、福祉系学校等の実習生の受入れ、病院、診療所及び薬局の立入検査等の業務を行っている。

■ 総 務 係 ■

1 庶務及び財務会計事務

人事、予算、庁舎備品管理等の事務のほか、所内の連絡・調整事務を担当し、特に予算の適正かつ効率的な執行を心がけている。

2 生活保護法における医療扶助、介護扶助、経理事務

保護の決定（変更）に伴う保護金品の支給事務、医療券・介護券等の発行事務、及び生活保護費返還金・徴収金に係る事務を行っている。

3 その他の事務（所属研修）

所内職員に対して、人権擁護、公務員倫理、個人情報保護、情報セキュリティ対策、防災危機管理、本県の財政状況、交通安全等の研修を行っている。

■ 企画指導係 ■

1 総合相談窓口

保健所と福祉事務所との統合に伴い総合相談窓口を設置し、保健・医療・福祉や環境のほか県行政や生活等についての問い合わせ、相談、質問、意見等の受け付けや、専門機関への紹介等を行っている。

2 地域保健に関する普及・啓発活動

（1）地域保健福祉情報提供推進事業

ホームページ掲載

地域保健・医療・福祉等に関する情報や事務所の様々な事業をタイムリーに紹介するため福岡県のホームページに京築保健福祉環境事務所ホームページを開設し、情報の更新を行っている。

（2）学生・研修等の受け入れに関すること

保健・医療・福祉サービスを担う人材の養成機関として、関係各課との調整を行い実習生の受入を行っている。

実習の種類：学生（医師・保健師・管理栄養士・社会福祉主事）実習、訪問看護師研修等

◆令和6年度学生実習受入実績 【表4】

3 健康危機管理

大規模感染症の発生や医薬品・化学物質による健康被害等の健康危機管理事例の発生に対して、迅速かつ適正な対応を行い被害の拡大を防ぐために、地域保健や医療に関する総合調整機関として、平常時から関係機関及び所内の連携体制の整備に努めている。

4 災害救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、福岡県災害対策本部規程により福岡県災害対策本部が設置されるが、当所は、京築保健福祉環境班として配備され、福岡県地域防災計画等に基づき救助活動等を実施することとなっている。当所では「京築保健福祉環境事務所（京築保健福祉環境班）災害時対応マニュアル」及びマニュアル内の活動を具体化した「アクションカード」を作成し、災害の発生に備えている。

5 厚生統計業務

報 告 業 務	時 期	R6 年度	R5 年度	R4 年度	内 容
人口動態調査	毎月	25日 (県)	○	○	管内における出生、死亡、死産、婚姻、離婚についての調査
人口動態職業・産業調査 (5年に1回、国勢調査年に実施)		10日(県)			人口動態事象と職業及び産業という社会的属性との関連を明らかにしようとする調査
医療施設動態調査	毎月	10日(県)	○	○	医療施設の開設、廃止・変更の受領・処分に基づいての調査
病院報告	毎月	10日(県)	○	○	全病院、療養型病床を有する診療所について実態及び利用状況の調査
衛生行政報告例	毎年	5月	○	○	公衆衛生・環境衛生・医務及び業務関係行政の実態を数量的に把握するための調査
	隔年	2月	○	○	〃
地域保健・健康増進事業報告	毎年	5月末	○	○	地域住民への保健施策実施状況の把握と活動状況の調査
国民生活基礎調査	毎年		○	◎	国民の保健、医療福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項の調査
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	12月末	○	○	性、年齢、業務種別、従事場所及び診療科名等による分布を把握する調査
医療施設静態調査	3年に1回			○	医療施設の名称、所在地、開設者、診療科目設備、従事者数等の調査
患者調査	3年に1回			○	医療施設を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を把握する調査
受療行動調査	3年に1回			○	医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等の調査
社会保障制度企画調査 (年によって名称と内容が変わる)	3年に2回	7月		○	社会保障を支える世代の就業状況や子育て、親への支援の状況の実態を把握する
所得再配分調査	3年に1回	7月		○	社会保障制度及び租税制度における所得再配分の実態を明らかにする調査
社会保障・人口問題基本調査	毎年	7月	○	○	人口、経済、社会保障の間の関連調査
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	単年	7月			家庭の生活実態及び生活意識に関する調査

◎は大規模調査、○は小規模調査

6 免許受付及び進達事務

各種医療従事者免許の登録申請、書換え、再交付の受付及び進達事務を行っている。

◆令和6年度免許進達状況 【表5】

7 薬務

(1) 薬局・医薬品販売業等の開設許可、変更、休止、再開、廃止等の事務

薬局や店舗販売業、卸売販売業等の開設許可の審査や各種届出の受領を行っている。

(2) 毒物劇物販売業の登録申請、変更、廃止等の事務

毒物劇物一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業等の登録申請の審査や各種届出の受領を行っている。

(3) 高度管理医療機器販売貸与業の開設許可及び管理医療機器販売貸与業の受付事務

高度管理医療機器販売貸与業許可の審査や管理医療機器販売貸与業の各種届出の受領を行っている。

(4) 麻薬取扱者免許申請及び各種麻薬事務

麻薬取扱者免許申請の受付や麻薬の廃棄、麻薬関連の各種届出の受付を行っている。

◆令和6年度各種届出・申請件数 【表6】

(5) 薬事・毒物劇物監視指導

薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業、高度管理医療機器販売貸与業、麻薬業務所への立入検査や指導を行っている。

(6) 毒物劇物取扱者試験及び販売従事登録申請の受付業務

毒物劇物取扱者試験の願書及び登録販売者の販売従事登録申請の受付を行っている。

(7) 薬物乱用防止啓発事業

・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として関係団体の協力を得て「6・26ヤング街頭キャンペーン」を行っている。

◆「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 【表7】

・小中学生を対象とした薬物乱用防止講習会を行っている。

◆薬物乱用防止講習会 【表8】

・「不正けし・大麻撲滅運動」により管内のけしの抜去を行っている。

8 医務

(1) 管内病院・診療所数及び病床数 【表9】

(2) 医療機関立入検査

医療法第25条の規定に基づき病院、診療所及び助産所の立入検査を実施している。不適切な点が認められた場合は、改善命令や指導等を行っている。

病院、診療所及び助産所立入検査実績

＜病院＞施設数：14か所

＜診療所＞施設数：50か所（有床診療所6、無床診療所24、歯科診療所20）

＜助産所＞施設数：0か所

(3) 保健医療計画について

平成 29 年 3 月に、医療計画の一部として策定された「福岡県地域医療構想」は、構想区域（県内の 13 の二次保健医療圏）において、病床の機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに、令和 7 年の医療需要と病床の必要数を推計し、あるべき医療提供体制の姿を明らかにし、その実現に必要な施策を示したものである。

令和 6 年 3 月策定の「福岡県保健医療計画（第 8 次）」は、この地域医療構想を踏まえ、がん、脳卒中、心筋梗塞などの心血管疾患、糖尿病、精神疾患の 5 つの疾病と、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療の 5 つの事業および在宅医療について、医療提供体制の確保に関する取り組みが示されており、いつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスを受けられる体制の整備を目指している。

(4) 救急医療について

<救急医療部会>

福岡県保健所運営協議会条例第 9 条の規定に基づき福岡県京築保健所運営協議会に救急医療部会を設置している。管内の救急医療体制について関係機関で協議するもので、通常年 1 回開催している。必要時は保健福祉環境事務所長又は部会長が専門会議を開催できる。

◆京築地域救急医療体制 【表 10】

<救急の日及び救急医療週間>

救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、国が「救急の日」である 9 月 9 日を含む 1 週間（日曜日から土曜日）を「救急医療週間」と定め全国的な取組が行われている。当所においても、「福岡県救急の日及び救急医療週間」実施要領に基づき下記の取組を実施した。

(ア) ポスター及び懸垂幕の掲示

(イ) スターコーン FM ラジオ放送局を通しての広報

(5) 医療安全対策研修会

管内の病院、診療所及び助産所の職員を対象に医療安全対策に関する研修会を開催している。

◆医療安全対策研修会実績 【表 11】

9 民生委員・児童委員の事務

荏田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町の民生委員・児童委員に関する関係事務を行っている。

◆民生委員・児童委員数 【表 12】

10 援護事務

恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事務を行っている。

11 同和対策（研修）

<地域医療従事者人権同和问题研修会>

管内の医療機関等の職員を対象に同和问题をはじめとする人権問題についての正しい知識と理解を深め、人権意識の徹底を図るため研修を実施している。

◆地域医療従事者人権同和问题研修会実績 【表 13】

健康増進課

健康増進課は、地域保健法に規定する保健所の役割に応じて、地域住民の健康の保持・増進、疾病予防を目的として、健康教育、医療給付、相談、訪問活動、従事者研修等を行っている。

また、多様化する住民ニーズに対応したきめ細かな保健サービスを提供するため、地域の関係機関との連携の強化を図っている。

■ 健康増進係 ■

生活習慣病対策、健康増進、母子保健、歯科保健、疾病対策及び在宅医療の推進にかかる業務を行っている。

1 健康づくりの推進

地域の健康づくり関係団体や行政機関等と連携しながら、県民の自主的な健康づくりを支援し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るため、各種健康づくり事業を展開している。

(1) 京築地区健康増進地域職域連携会議

生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目指し、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための情報や健康づくり事業実施上の課題を共有し、京築地域における健康増進対策に資することを目的に開催している。

◆地域職域連携会議開催実績 【表14】

(2) たばこ対策事業

ア 地域におけるたばこ対策の推進

市町、職域、関係団体等で構成する「地域・職域連携会議」と「保健事業部会」の中で、喫煙対策の情報共有を行っている。

イ 世界禁煙デー及び禁煙週間における普及啓発の実施

世界禁煙デーに合わせて、事務所にたばこの害や禁煙治療についてのポスターやチラシを掲示し、来庁者や職員への普及啓発を行っている。

(3) 県民健康づくり支援事業

ア いきいき健康づくり応援事業（自主的健康づくりに取り組むきっかけの提供）

・広く一般県民が集まる場において、健康ポータルサイトの体験利用や血管年齢測定等の健康チェックを行い、生活習慣改善メニューの紹介や健診の受診勧奨等を実施している。

実施回数 3回 参加者 343人

イ 中小事業所の健康づくりに対する支援

・健康づくりの必要性について理解を深めてもらうために、経営者等を対象とした講演等を実施している。

実施回数 3回 参加者 150人

・支援の希望があった中小事業所に、県が委託した業者が出向き、健診勧奨や健康づくりに関する実践的なアドバイスを実施している。

(4) 生活習慣病重症化予防対策事業

糖尿病を中心とした生活習慣病の重症化予防を目的に、受診勧奨・保健指導対象者の優先順位の考え方や介入方法を統一するため、令和2年3月、管内2市5町で「京築版糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定した。これに基づき、医療機関（かかりつけ医・専門医）と行政が連携した取組みをより推進するため、連携ツールや健（検）診受診勧奨の啓発媒体の周知を行っている。

- ◆京築地区CKD重症化予防対策連携に係る実務者会議 3回
- ◆生活習慣病重症化予防対策会議 1回

2 栄養改善等の推進**(1) 栄養・運動指導**

地域住民の栄養・食生活改善及び生活習慣改善の推進を図るため、個別又は集団に対し、運動・休養を含めた健康づくり・生活習慣病予防・食育等の支援を行っている。

◆栄養・運動指導件数 【表15】

(2) 特定給食施設指導

給食施設における質の高い栄養管理に基づく給食の提供及び栄養教育の充実を図り、施設利用者の健康増進、ひいては県民の健康づくりに資するため、必要な助言及び指導を行っている。

◆給食施設指導実施状況 【表16】

(3) 行政栄養士業務連絡会議

管内住民の栄養改善を推進するため、市町行政栄養士を対象とした連絡会議を開催している。

◆会議 令和6年7月29日（月） 参加者19人

(4) 調理師関係業務

調理師試験の願書配布、免許の交付事務、調理師として調理業務に従事する者の資質の向上のための研修などを行っている。

- ◆調理師免許申請数 55件（令和6年度）
- ◆調理師研修会 実施なし

(5) 食生活改善推進事業

管内市町食生活改善推進会による地域での実践活動を効果的に展開するため、保健福祉環境事務所単位で構成されている「京築地区食生活改善推進連絡協議会」に対する助言指導を行っている。また、食生活改善推進員のリーダーへの再教育として「食と健康教室」を開催している。

◆食生活改善推進会組織図及び会員数 【表17】

(6) 福岡県食環境整備事業

飲食店や弁当店において、ヘルシーな食事の提供が行われる環境を整備し、外食利用者の健康づくりを支援することを目的に、新規協力店の指定や既存協力店のフォローを行っている。

◆ふくおか食の健康サポート店数 21店

(7) 専門的栄養指導事業

専門的な栄養相談と栄養情報提供のための相談窓口を設置している。

◆総合栄養相談件数 504件（栄養関連、給食施設運営、栄養表示等）

(8) 食品表示法や健康増進法にもとづく食品の表示指導

食品に表示する栄養成分や健康保持増進効果の虚偽誇大広告等について、適正な表示を行うように、製造・販売者に対して指導を行っている。

◆相談指導件数 6件

3 母子保健**(1) 妊娠中毒症等療養援護費事業**

妊娠中毒症等（糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患）に罹患している妊産婦に対し、早期に適切な療養を受けることで、重症化、妊産婦の死亡及び後遺症を防ぎ、併せて未熟児及び心身障がい発生を防止することを目的とし、療養援護費の支給を行っている。

◆令和6年度 申請件数 0件

(2) 先天性代謝異常検査等事業

生後一週間未満の新生児期に、先天性代謝異常（対象疾患20疾患）の検査を実施している。検査の結果、「要精密」となった児の治療状況を確認し、保護者に対し育児支援を行っている。

◆令和6年度 対象者 7名

(3) 乳幼児発達診査事業

出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有している児並びに健診等で精神、運動面及び言語面において、健やかな成長発達を妨げるおそれがあると判断された乳幼児に対して、専門医師等による診察や助言を行っている。

◆乳幼児発達診査指導件数 【表18】

(4) 性と健康の相談センター事業

プレコンセプションケアを含め男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進しライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施する。

◆令和6年度「不妊・不育と性の相談センター事業」（普及啓発業務）実施回数 7回
「不妊症・不育症患者等支援ネットワーク事業」 実施回数 4回

(5) 先進医療による不妊治療等支援事業

保険診療による1回の特定不妊治療と併用して実施した先進医療にかかる費用の一部の助成を開始している。申請窓口は先進医療支援専用窓口（電話：092-472-5750）

(6) 不育症検査費・治療費助成事業

不育症検査や治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適応外の一部の不育症検査・治療について、費用の一部の助成を行っている。

◆令和6年度 申請件数 0件

(7) ハイリスク妊産婦支援事業

未熟児等ハイリスク児の出生の予防、児童虐待を未然に防止することを目的に、関係機関との連携を図っている。さらに、ハイリスク妊産婦等への適切な支援にかかる専門的知識・技術の習得及び関係機関との連携強化のための研修会等を実施している。

◆令和6年度 令和6年6月6日

「管内市町の特定妊婦課題と対策」講話及び交流会・意見交換
 妊娠期からのケアサポート事業 管内市町母子保健担当者会議2回

4 原爆被爆者対策

原子爆弾の被爆者に対しては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策が講じられている。

保健福祉環境事務所においては、手帳及び各種手当等申請の受付事務、被爆者一般疾病医療機関の指定、その他健康診断の事務手続き等を行っている。

◆被爆者健康手帳、第一種・第二種健康診断受診者証所持者数 【表19】

5 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）助成

治療の困難性や治療研究の推進等、総合的に考慮された341疾患を対象に、医療費自己負担の軽減につながるよう医療費の助成を行っている。（令和6年度新規申請受付件数305件、継続申請受付件数1,639件）

◆特定医療費受給者数 【表20】

(2) 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業

人工呼吸器を使用している在宅療養中の特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、特定疾患患者の在宅療養を支援することを目的としている。

◆令和6年度利用者数 3人

(3) 難病患者地域支援ネットワーク事業

療養上の不安解消を図ると共に、生活の質の向上を図ることを目的として地域の医療機関、市町等の関係機関等が連携し、要支援難病患者及びその家族に対し、医療及び日常生活に係る相談等適切な在宅支援等を行っている。

ア 難病対策会議

難病患者及び家族が療養上の不安が解消されるとともに、生活の質の向上が図られるよう支援体制の整備に関する協議を行っている。

◆令和7年2月13日（木） 出席者21人

イ 訪問相談事業

難病患者の家族が抱える日常生活及び療養上の悩みについて、保健師等が訪問し、支援や相談に対応している。

◆令和6年度相談件数（延べ） 7件

ウ 医療相談事業

医療講演会については、疾患についての理解を深め療養上の不安解消を図るため、疾患別に専門の医師等による講演を行っている。特定医療費（指定難病）受給者証継続申請手続時には、個別の療養相談を実施している。

◆令和6年度 令和6年10月4日（金）炎症性腸疾患（IBD）講演会・相談会
参加者数14人

エ 難病ホットライン(電話相談)

専用の電話回線や面接にて療養上の相談等に対応している。

(4) 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性疾患のうち特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることから、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の助成を行っている。現在16疾患群788疾病が対象となっている。

◆小児慢性特定疾病医療受給者数 【表21】**(5) 慢性疾患児童等療育相談支援事業**

身体の機能に障がいのある児童又は慢性疾患を有する児童及び家族を対象に、日頃の不安や悩みの軽減を図り、日常の育児の負担軽減及び保護者の精神面でのサポートを図ることを目的として育児支援教室や療育相談を開催している。また筑豊ブロック持ち回りでピアカウンセリング事業を開催している。令和6年度は、京築が担当

◆療育相談 2回開催**◆ピアカウンセリング事業**

①「食事の工夫と日常生活のアドバイス」～家庭でできるレシピ紹介～

②「IBD（炎症性疾患）と上手に付き合うために」～日常生活の工夫～

講演会及び交流会 参加者数 14名

6 在宅医療の推進

誰もが望む場所で安心して療養生活を送ることを目的に、住民への普及啓発を行うとともに、医療・介護・福祉・行政等の関係機関と連携し在宅医療体制の構築に努めている。

◆地域在宅医療推進協議会の開催 令和7年2月13日**◆市町の在宅医療・介護連携が推進されるよう、情報の提供及び分析や広域的な調整****◆在宅看取り（ACP）研修会の開催**

令和6年12月11日 参加者74名

令和6年12月20日 参加者28名

7 歯科保健の推進**(1) 地域保健関係職員等研修事業（歯科保健）**

歯科保健事業関係者を対象に各種研修を実施することにより、歯科保健事業の水準の確保を図るとともに、歯科保健を中心とした地域保健と職域保健の連携を促進し、歯科保健施策の効果的な推進に資することを目的として研修会を行っている。

◆研修会 令和7年2月21日（金） 参加者数 28人**(2) 「歯と口の健康フェア」**

歯科保健分野の健康増進を目的に、虫歯予防デーに因んで毎年テーマを設定し歯科医師会や市町とともに取り組んでいる。

（主催者）京都歯科医師会、行橋市、苅田町、みやこ町、行橋市教育委員会、苅田町教育委員会、みやこ町教育委員会

（後援）京都医師会、京都薬剤師会、歯科技工士会行橋支部

京築地区食生活改善推進連絡協議会、福岡県京築保健福祉環境事務所

◆令和6年度 令和6年6月9日（日） 会場 ウィズ行橋

8 肝炎対策

(1) 肝炎相談・検査事業

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染し、持続感染状態にある人を早期に発見し、医療機関への受診を勧め、肝がん発生の予防と不安を解消することを目的に相談窓口を開設し検査を実施している。

(2) 肝炎治療特別促進事業

平成20年4月からB型及びC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療、平成22年4月からはB型肝炎の核酸アナログ製剤に係る医療費の一部助成が開始された。

◆B型・C型肝炎の相談・検査件数 【表22】

(3) 福岡県ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

B型、C型肝炎ウイルスに感染した方や慢性肝炎、肝硬変、肝がんの方に、精密検査又は定期検査の費用の一部助成をしている。

(4) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年12月から、B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、治療を受けている場合、世帯年収等のいくつかの条件を満たしている方に医療費の一部助成をしている。

■ 精神保健係 ■

保健福祉環境事務所は、地域における精神保健福祉業務の中心的行政機関として、精神医療対策やこころの健康づくりの推進に関する業務を行っている。

1 精神医療対策

(1) 措置入院等

精神障がいのために、自傷他害のおそれがある者に関する通報等の受理、それに伴う事前調査、診察の調整、入院措置を行っている。また、措置入院者や医療保護入院者についての入・退院の届出・定期病状報告書等に係る関係事務を行っている。

◆管内精神科病院の入院形態別患者数 【表 2 3】

◆通報及び措置診察 【表 2 4】

(2) 精神科救急医療システム事業

福岡県は精神疾患のために救急医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うために夜間(午後5時～翌日午前9時まで)と休日の昼間(午前9時から午後5時まで)に福岡県精神科救急医療システムを運用している。令和6年度は、同システムを利用して6件の(緊急)措置診察を行った。

(3) 精神科病院の实地指導

精神障がい者の人権に配慮した適正な精神医療を確保し、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、管内の4精神科病院に対し实地指導を行っている。

(4) 措置入院者及び医療保護入院者の現地診察

措置入院者及び医療保護入院者について、知事が指定する現地診察医が診察し、入院患者の病状を把握するとともに、入院継続や行動制限の要否の判断を行っている。

(5) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療(精神通院医療)は、通院による精神医療を続ける必要がある方の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度である。また、手帳制度は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもので、精神障がい者の社会復帰の促進と自立を図るため、様々な支援策が講じられている。

◆自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数 【表 2 5】

◆精神障害者保健福祉手帳所持者数 【表 2 6】

2 精神保健福祉対策

(1) こころの健康づくり推進事業

ア 精神保健福祉相談

○定例相談：一般相談、思春期相談

(専門医等による精神保健福祉相談を定期的の実施し、本人、家族、関係者等の相談に対応)

○定例外相談・電話相談：保健師が随時対応

◆精神保健福祉相談件数 【表 2 7】

イ 保健師による訪問指導

主として精神障がい者本人や家族からの相談に応じ、受診勧奨、生活指導、社会復帰への支援を行っている。また、市町等の関係機関との連携を図り、同行訪問等も実施している。

◆訪問指導件数 【表 2 8】

(2) 精神障がい者社会復帰促進事業

平成20年度に県モデル事業として開始し、医療、福祉、行政等の関係機関が連携し、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう支援を行っている。具体的には、精神障がい者地域支援関係機関会議や実務者会議等を開催し、精神障がい者の地域移行や地域生活の継続、社会参加の促進を図っている。

◆精神障がい者社会復帰促進事業実施状況 【表29】

(3) 自殺対策事業

平成18年に自殺対策基本法が施行され、これに基づき、国をあげて自殺対策の総合的な推進を図っている。平成27年度には新たに地域自殺対策強化交付金が設けられ、この交付金を活用して引き続き総合的な自殺対策を実施している。

◆自殺対策事業実施状況 【表30】

(4) アルコール依存症対策

医療につながっていないアルコール依存症者を医療につなげることや、多量飲酒者が依存症に移行しないように飲酒行動を改善させるための普及啓発事業に取り組んでいる。また、飲酒運転撲滅条例に基づき、飲酒運転違反者等に飲酒行動に関する指導を行っている。

◆アルコール依存症対策実施状況 【表31】

◆適正飲酒指導実施状況 【表32】 ※【表27】アルコールの再掲

(5) 精神保健福祉部会

保健所運営協議会の下部組織として、地域における精神保健福祉分野の課題等の整理を行い、今年度の事業計画について諮るとともに、関係機関や団体等との連携を深めている。

保健衛生課

平成21年10月の組織再編により、衛生課から保健衛生課と名称を変更し、健康対策課感染症係が新たに編入され2係体制となった。保健衛生課は、公衆衛生の向上のため、結核・感染症予防業務、食品衛生業務、狂犬病予防及び動物愛護管理業務、生活衛生業務、水道業務を行っている。

■ 保健衛生係 ■

保健衛生係では、公衆衛生の向上のため、食品衛生業務、狂犬病予防及び動物愛護管理業務、生活衛生業務、水道業務を行っている。

1 食品衛生

食品衛生法等に基づき、食品に起因する事故の発生を未然に防止するため、次の事業を実施している。

(1) 営業許可・届出

令和3年5月までは、食品衛生法に基づく34業種及び福岡県食品取扱条例に基づく5業種の許可を要する39業種について、その申請に基づき、施設基準に適合するものに対して許可を行ってきた。

現在、食品衛生法の改正により、食品衛生法に基づく32業種に対して許可を行うとともに新たに創設された営業届出制度による届出を受け付けている。

(2) 監視指導

福岡県食品衛生監視指導計画に基づき、4名の監視員で食品衛生関係施設の監視、指導及び食品の収去業務に当たっている。

(3) 自主管理体制の強化と衛生教育

営業者に対し、施設及び食品の取扱いについて衛生的な管理運営を行わせるとともに、食品衛生に関する知識の普及・向上を図るため京築食品衛生協会と協力して食中毒予防講習会を開催し、営業者の自主管理体制の整備強化の推進に努めている。

また、食品営業及び集団給食施設関係者並びに食生活改善推進協議会等の一般消費者を対象に衛生講習会を実施している。

◆食品衛生監視員活動状況 【表33】

◆衛生教育実施状況 【表34】

◆営業施設数（旧食品衛生法に基づくもの） 【表35】

◆営業施設数（改正食品衛生法に基づくもの） 【表36】

<食品等収去検査>

◆細菌検査件数 【表37】

◆化学検査件数 【表38】

2 狂犬病予防及び動物愛護管理

「狂犬病予防法」に基づく狂犬病予防集団注射の実施や野犬の捕獲等を行うほか、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業の監視指導や飼いなくなった犬猫の引取り及び負傷動物の収容業務を実施している。

平成13年度から、福岡県動物愛護推進協議会京築支部を発足させ、犬の適正な飼い方や動物愛護に関する啓発指導等の動物愛護事業の充実を図っている。その事業の一環として、犬のしつけ方教室や老犬・老猫との暮らし方教室を開催している。

さらに、犬猫の適正飼養を啓発するチラシを配布するなど、広く啓発活動を行っている。

◆畜犬登録関係件数 【表39】

◆狂犬病予防注射件数 【表40】

◆狂犬病予防及び動物愛護管理業務実施状況 【表41】

3 生活衛生

生活衛生営業六法（理容・美容・クリーニング・旅館・公衆浴場・興業場）、化製場法、墓地埋葬法、建築物衛生法、プール衛生指導要綱等に基づき、各施設の許認可等及び監視指導業務を行っている。

◆生活衛生関係施設数 【表 4 2】

4 水道

水道法に基づき、専用水道の確認及び簡易専用水道の届出の受理及び監視指導、飲用井戸の衛生確保に関する指導啓発を行い、安全な飲料水の確保に努めている。（平成 2 5 年 4 月 1 日から行橋市・豊前市を除く）

◆水道普及状況 【表 4 3】

■ 感染症係 ■

1 結核予防対策

当所管内の結核の状況については、2023 年において 9 人の新登録患者が発生しており、罹患率をみると 5.0 で、前年の 11.9 から減少した。

新登録結核患者の発生は、65 歳以上の高齢者が 88.9%であった。県下でも高齢者割合が高い当所管内では、高齢者に対する早期発見のため、高齢者施設の従事者を対象とした研修会等で結核についての正しい知識の普及啓発を行うなど取り組みを行っている。

さらに、近年では増加している外国籍の結核患者への対応も重要な課題となっている。

今後も、全結核患者の治療完遂及び公衆衛生としての感染拡大、耐性菌の発生の防止のために DOTS（直接服薬確認治療）等の取組みを継続していく必要がある。

(1) 結核患者登録者数

管内の年次推移をみると、新登録患者数、罹患率ともに 2021 年と 2022 年は増加したが、2023 年は減少に転じ全体的には漸減傾向となっている。

◆新登録患者数及び年末時登録者数【表 4 4】

(2) 管理検診・接触者健診実施状況

結核治療終了後の管理検診については、医療機関からの定期病状報告を徹底する等、管理検診対象者の状況把握に努めている。今後も医療機関との連携を強化し、患者の病状経過を把握するとともに、確実な受診勧奨等に努める。また、接触者検診については、結核感染や発病の早期発見及び感染拡大防止のため、確実な健康診断の実施に努めている。

◆管理検診・接触者健診実施状況【表 4 5】

(3) 定期健康診断受診状況

結核患者の早期発見及びまん延防止を目的として「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第 53 条の 7 に基づき定期健康診断の実施状況を報告してもらい、把握している。

◆結核健康診断受診状況（市町別）【表 4 6】

◆結核健康診断受診状況（学校、施設、事業所別）【表 4 7】

(4) 結核医療

結核患者については、専門医師や人権関係の委員で構成する結核専門部会を月 2 回開催して、感染症法第 18 条に基づく就業制限や、同法第 20 条の入院勧告の適否及び、同法第 19 条の応急入院勧告の報告や同法第 37 条の 2 の公費負担申請に対する意見を聴取している。

◆結核医療公費負担申請及び入院勧告等諮問答申件数【表 4 8】

(5) 結核患者訪問事業

結核患者の発生届を受理した場合は、速やかに本人及び家族に面接し発病の状況や接触者の状況等の情報収集を行うと共に、治療継続の必要性について指導を行っている。又、必要時には退院後も自宅を訪問し、治療機関と連携をとりながら、服薬状況の確認や生活指導を行っている。

◆結核患者訪問指導件数【表 4 9】

(6) その他

管内の実情に応じた重点的な結核対策事業を行うことにより、効率的・効果的な予防措置を行う。

ア 高齢者結核対策事業

結核対策上重要性が高い高齢者に対しての年1回の胸部エックス線検査（高齢者健康診査・受診勧奨）や、高齢者施設等に従事する職員に対して、結核の症状が現れにくい高齢者が早期受診につながるよう、研修会や広報等を通じて結核の知識の普及啓発を行っている。

イ 一般普及啓発事業

- ・結核予防週間等にあわせた啓発資材の配布
- ・ポスター掲示
- ・懸垂幕掲示

2 感染症対策

(1) 感染予防対策

「感染症法」に基づき、感染症発生時には疫学調査（法第15条）や健康診断（感染症法第17条）等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発等を行っている。

また、平常時から、感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集すると共に、社会福祉施設等に対して感染症の発生予防及びまん延防止のための研修会を開催している。

◆京築管内の感染症発生状況【表50】

◆京築地域感染症対策研修会【表51】

ア 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザが発生した場合、世界的に甚大な健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念される。そのため福岡県では、「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、最低限の県民生活の維持等に努めている。

保健所では、次なる感染症への備えとして、福岡県と医療機関等との協定締結を推進し、地域における医療提供体制を整備している。

また、「健康危機対処計画」を策定し、平時から関係機関との連携強化や実践的訓練等に取り組んでいる。

◆京築地区感染症対策連絡協議会 【表52】

◆新型インフルエンザ等対策実地訓練【表53】

イ インフルエンザ対策

季節性インフルエンザ対策として、インフルエンザ発生状況の把握と情報提供を行っている。インフルエンザ定点医療機関からの発生状況の報告とインフルエンザ様疾患発生報告を受け、公表している。

また、集団発生が認められた施設への相談対応を実施している。
インフルエンザ様疾患による学校・学年・学級閉鎖状況は、令和5年度は246件、令和6年度は53件発生した

◆インフルエンザ定点当り報告数 【表54】

◆インフルエンザ発生による学校・学年・学級閉鎖状況【表55】

ウ 蚊媒介感染症対策（ジカウイルス感染症 デング熱 チクングニア熱等）

病原体を有する蚊に刺されることにより感染する。主に熱帯、亜熱帯地域で流行が見られるが、日本でも2014年にデング熱が首都圏を中心に流行したことを受け、本県では春から夏にかけて定点モニタリング調査（大規模公園等に生息する蚊の生息密度の調査）を行い、蚊の発生状況の確認及びリスク評価をしている。

エ 麻しん

感染力は極めて強い全身感染症である。我が国では、平成27年度までに麻しんの排除を達成しWHOの麻しん排除の認定を受けたものの、その後も海外からの輸入事例が散発的に発生している。麻しんの予防には予防接種が有効であるため、定期接種での予防接種率の向上を推進している。

オ 風しん

妊婦に感染した場合、胎児に影響し難聴や精神発達遅滞といった先天性風しん症候群を生じさせることがある。本県では、先天性風しん症候群の発生を防ぐため、無料抗体検査及び抗体価が低い場合は予防接種の助成を行っている。（特定対象者に対して実施）

（2）特定感染症対策

令和6年の全国の新規HIV感染者数は664件で、令和5年から横ばい傾向となっているが、令和6年の新規エイズ患者数は336件で、令和4年より2年連続で増加している。原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行等により保健所等での検査件数が減少していたことにより、エイズを発症するまで診断を受けていなかった患者が増えていることが可能性の一つとして考えられる。保健所におけるHIV抗体検査件数は、新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準にはまだ達していないこともあり、HIV感染者が顕在化されていない可能性について懸念されている。

感染経路では、性接触によるものが殆どであり、年齢別にみるとHIV感染者は20から40歳代に多く、エイズ患者は30から50歳代が多い状況である。

さらに、新型コロナ感染症5類移行後、梅毒感染者の増加が著しいことが全行的に問題となっている。特に女性は妊娠・出産の可能性のある20から30代に多く、先天性梅毒の発生届も全国で増加している。

当所の取組みは、下記のとおり、毎週火曜日の定例検査相談、ホームページや広報等での普及啓発を行っている。

ア 検査相談事業定例の相談日：毎週火曜日 9:00～10:00

イ 普及啓発事業

- ・HIV検査普及週間、世界エイズデー等での啓発資材配布や時間外検査の実施
- ・管内市町広報依頼、当所ホームページでの紹介

◆特定感染症相談・検査件数【表56】

社会福祉課

児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、社会福祉法人に関する事務、また介護保険法における介護保険事業者・障がい者総合支援法における障がいサービス事業所等の指定等に関する事務を行っている。また困難を抱える女性や、母子父子寡婦福祉に関する相談や支援を行っている。

1 児童福祉に関する事務

(1) 認可保育所設置に関する事務

新たに保育所を設置する場合の認可申請、また現行の保育所の施設等に変更が生じた場合の届出等について受領、県庁へ進達を行っている。

※令和7年4月1日現在 管内認可保育所は、行橋市12、豊前市9、京都郡16、築上郡14の計51か所（保育所型認定こども園8か所、幼保連携型認定こども園5か所を含む）。

(2) 届出保育施設に関する事務

認可保育所以外の保育施設を設置する場合、またその施設等に変更が生じた場合の変更届出の受理を行っている。

※令和7年4月1日現在、管内届出保育施設は、行橋市7、豊前市2、京都郡3の計12か所。

(3) 児童虐待防止に関する取り組み

児童虐待防止法に基づく、市町が設置する要保護児童対策協議会全体会議に、委員として参加している。また要保護児童の情報について、関係機関と共有し、要請があれば実務担当者会議や個別会議に担当者が参加している。

(4) 児童福祉週間の啓発活動

5月5日のこどもの日からの1週間「児童福祉週間」において、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動を行っている。

令和6年度の活動

5月7日 行橋市内で、啓発チラシ・ポケットティッシュの配布

2 高齢者福祉に関する事務

(1) 高齢者福祉施策に関する市町間の調整等に関する事務

高齢者福祉施策を実施する管内市町間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助、助言及び実情の把握を行っている。また管内市町より高齢者福祉計画の作成に係る委員会等への参加要請があった場合、出席の上、技術的事項について必要な助言を行う。また管内市町をはじめとする事業を実施する関係事業所に対し必要な援助を行う。

(2) 老人福祉法に基づく老人ホーム等の設置等に関する事務

老人ホーム設置認可申請・変更届等、老人デイサービスセンター設置・変更届等、老人居宅生活支援事業開始・変更届等について県庁へ進達を行っている。

◆老人福祉法に基づく老人ホーム等の新規申請・変更届 【表57】

(3) 軽費老人ホーム事業費の補助金に関する事務

老人福祉法に基づき設置された軽費老人ホームについて、これらの施設を運営する社会福祉法人からの補助金の交付・変更申請、実績報告書等を県庁へ進達を行っている。

(4) 老人の日・老人週間に関する事務

老人の日・老人週間に、管内市町の新100歳の方に対し、内閣総理大臣や県知事の祝状・記念品を贈呈している。

(5) 福岡県ねりんスポーツ・文化祭（市町村大会）に関する事務

福岡県ねりんスポーツ・文化祭の市町村大会について、管内市町の情報を取りまとめ、結果報告等を行っている。

3 困難を抱える女性及び母子・父子・寡婦福祉に関する相談・支援**(1) 困難を抱える女性に関する相談・支援**

近年、女性の抱える問題が多様化・複雑化しており、その背景や心身の状況を踏まえた包括的な支援が必要となっている。家族間をはじめとする対人問題、借金等の経済的問題など様々な相談に応じ、問題の解決、生活の立て直しと自立のために、関係機関と連携して必要な支援を行っている。

◆困難を抱える女性からの相談内容別件数 【表58】

(2) 母子・父子・寡婦福祉に関する相談・支援

母子・父子・寡婦世帯に対し経済的自立の援助とその児童の育成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付・生活相談・就業支援等を行い、自立に必要な指導を行っている。また、資格取得を目指す母子家庭の母親及び父子家庭の父親に対して、自立支援給付金の給付を行っている。

◆母子・父子・寡婦相談件数 【表59】

◆母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数 【表60】

4 介護保険事業に関する事務**(1) 居宅サービス事業者指定申請等に関する事務**

介護保険法に基づき、居宅サービス事業所の指定（更新）申請、変更届の受領、県庁へ進達を行っている。

◆介護保険事業者指定申請、変更申請件数 【表61】

(2) 介護老人保健施設、介護老人福祉施設の指定申請等に関する事務

介護保険法に基づき、介護老人保健施設等の指定（更新）申請、変更届の受領、県庁へ進達を行っている。

◆介護保険施設指定申請、変更申請件数 【表62】

5 社会福祉法人に関する事務**(1) 社会福祉法人の認可・定款変更に関する事務**

社会福祉法人からの認可申請・定款変更申請等を受領、県庁へ進達を行っている。認可後は、法人に対し認可書を送付している。

(2) 社会福祉法人からの証明申請に関する事務

社会福祉法人が、所有する不動産を社会福祉事業の用に供するときは、登録免許税及び不動産取得税の非課税措置を受けることができる。社会福祉法人からの申請に応じ、その際に必要な証明書の発行を行っている。

6 障がい者福祉事業に関する事務

(1) 特別障害者手当等の認定支給に関する事務

- ア 日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の者に特別障害者手当を認定、支給している。
- イ 日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の者に障害児福祉手当を認定、支給している。
- ウ 従前の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の認定基準に該当せず、障害基礎年金も支給されない者に経過措置による福祉手当を支給している。

◆特別障害者手当等支給状況 【表63】

(2) 腎臓疾患患者福祉給付金の支給に関する事務

身体障害者手帳所持者で、就労等のために夜間（午後5時以降）に人工透析を1か月に5回以上受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成している。

◆腎臓疾患患者福祉給付金支給状況 【表64】

(3) 障害者自立支援給付事務等の市町指導

障害者総合支援法第2条第2項及び地方自治法第245条の4に基づき、管内市町に対して自立支援給付事務等に関する指導を行っている。

(4) 障がい福祉サービス事業者の指定等に関する事務

障害者総合支援法に基づく事業者等について指定（更新）及び変更届等を受理する。

◆障がい福祉サービス事業の指定申請、変更届出件数 【表65】

(5) まごころ駐車場利用証交付に関する事務

障がい者や高齢者等の車の乗り降りや移動に配慮の必要な人に対し、公共施設・店舗等の駐車場に車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように「ふくおか・まごころ駐車場の利用証」の交付事務を行っている。

- 赤色・・・車いす常時利用の身体障がい者で自ら運転する人
- 緑色・・・身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病者
- オレンジ色・・・妊産婦、けが人

◆まごころ駐車場利用証 交付件数 【表66】

(6) 「まごころ製品」の展示・販売の支援

福岡県行橋総合庁舎のロビーを使用し、下記の日程で管内の障がい者就労施設等が、「まごころ製品」の展示販売を行うよう取り組んでいる。

これらの製品等の販売促進することにより、障がい者の就労を支援し、従事する障がい者の収入増に繋げること、また障がい者福祉の啓発を目的としている。

令和6年度の取り組み

毎月第1～4水曜日

12月3日～12月9日（障がい福祉週間期間）

保 護 課

1 生活保護制度とは

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために、世帯の困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。

保護の決定に際しては、世帯の困窮状況、能力・資産・他法の活用や扶養義務者の援助等について調査・検討されます。

なお、当所における生活保護の管轄地域は、行橋市・豊前市を除く、京都郡・築上郡2郡5町となっています。

2 保護課の業務

保護課では生活保護法の規定に基づき、次のような業務を実施しています。

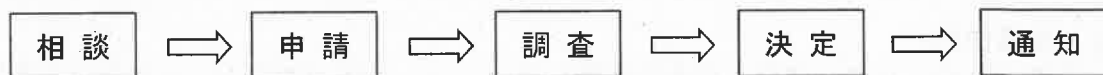
(1) 生活保護の決定及び実施に関する業務

保護の開始・変更・停止・廃止などの決定、実施及びそれらに必要な調査を家庭訪問や文書等によって行っています。

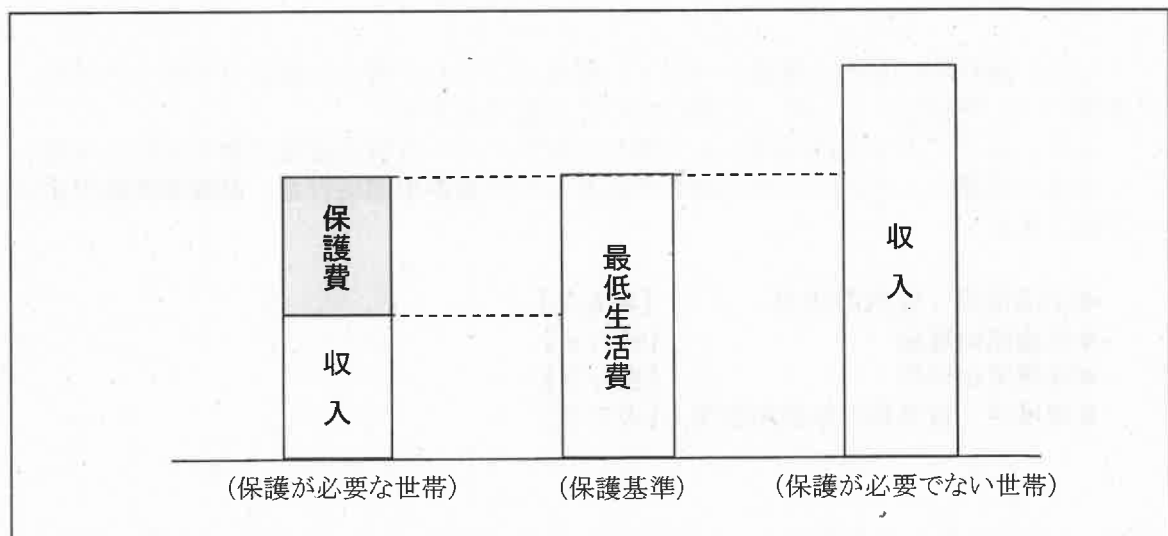
(2) 被保護者の自立助長のための相談助言等の援助業務

定期的に家庭訪問を行い、被保護者の自立に向けて必要な助言や指導を行っています。

(3) 保護の決定



生活保護は、世帯を単位として決定しますので、原則、一緒に生活している世帯員全員の収入と国が定めた最低生活費とを比べた上で決められます。



最低生活費とは、世帯員全員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費、介護費などをあわせたものです。

収入とは、次のような世帯のすべての収入を指します。

- ・就労収入（給与、内職収入、農業収入など）
- ・年金、恩給、手当（児童手当など）の収入
- ・仕送りや資産を売ったり貸したりして得た収入

このうち就労収入については、必要な経費などについて一定の額を控除したうえで最低生活費と比べることになります。

3 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給されます。

(1) 生活扶助

衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用

(2) 住宅扶助

家賃、地代及び住宅の補修などの費用

(3) 教育扶助

学用品、教材費、給食費及び学級費等の義務教育の費用

(4) 医療扶助

病気やけがで医療サービスを受けるためにかかる費用

(5) 介護扶助

高齢の方などが介護サービスを受けるためにかかる費用

(6) 出産扶助

お産をするための費用

(7) 生業扶助

就労のために必要な費用、技能や技術を身につけるための費用及び高等学校等で就学するために必要な費用

(8) 葬祭扶助

葬祭の費用

なお、臨時的に必要な費用について、緊急かつやむを得ない場合に対応するため、各種の「一時扶助」があり、必要に応じて支給されます。

また、就労による生活保護からの脱却を促すための就労自立給付金や高校を卒業して進学や就職する子どもの自立助長を図るための進学準備給付金、就職準備給付金が支給されます。

- ◆生活保護 管内の状況 【表 6 7】
- ◆保護開始理由 【表 6 8】
- ◆保護廃止理由 【表 6 9】
- ◆地域別・世帯類型別適用状況 【表 7 0】

環境課

■ 地域環境係 ■

1 浄化槽

浄化槽法又は建築基準法に基づき、浄化槽設置届等の審査及び浄化槽保守点検業者の知事登録等を行っている。

また、法定検査の結果等を踏まえ、立入検査等を実施するなどし、浄化槽管理者等に対して適正な維持管理を指導している。

2 鳥獣の保護

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、京築地区及び北九州において次の事業を行っている。

(1) 鳥獣の保護

県が指定した鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域、指定猟法禁止区域等の管理を行うとともに、16名の鳥獣保護管理員（非常勤）による巡回を行っている。また、管内2か所に傷病野生鳥獣医療所を設け、人為的な事故等に起因する傷病野生鳥獣の治療、放鳥（放獣）を行っている。

◆鳥獣保護区等 【表71】

(2) 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対策

国内や近隣国での発生状況に応じ、「福岡県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対応技術マニュアル」に基づき、検査基準に該当する死亡野鳥を回収し、北部家畜保健衛生所と連携して検査を行っている。

(3) 鳥獣保護事業の普及啓発

ア 愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥モデル校を指定し（北九州・京築管内は2校）バードウォッチング、巣箱作り、実のなる木の配布等を行っている。

イ 愛鳥週間

日本野鳥の会北九州支部と共催で探鳥会を開催するとともに、小中高の学生を対象とした愛鳥週間ポスターの原画コンクールを実施している。

3 温泉

温泉法に基づき、土地の掘削、動力装置の設置、温泉の利用等に関する許可申請等の審査を行うとともに、温泉の保護及び適正な使用に関し指導を行っている。

◆管内温泉源泉数及び利用許可状況 【表72】

4 自然公園

自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき「北九州国定公園」、「耶馬日田英彦山国定公園」及び「筑豊県立自然公園」が指定されており、同公園内における工作物の設置、土地の形状変更等に伴う許可等に関する審査、指導を行っている。

◆管内の自然公園 【表73】

5 自然海浜保全地区

自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜の保全及び適正な利用を図ることを目的に、管内では「三毛門」「松江浦」区域が指定されており、行為規制等が定められている。

◆管内の自然海浜保全地区 【表74】

6 地域環境協議会事業

京築地域における地球温暖化対策、生物多様性保全及び3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle））を推進するため、市町等関係機関による地域環境協議会を設け、各種事業を実施している。

（1）地球温暖化対策事業

エコファミリーの登録を推進するとともに、福岡県地球温暖化防止活動推進員や福岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、環境啓発イベントの実施及び参加、小学校における「子ども環境家計簿」の取組みの推進、みどりのカーテン設置事業等を行っている。

（2）生物多様性保全事業

水辺教室や出前講座において、生物多様性保全の必要性を説明するとともに、環境保全に取り組む団体と連携し、様々な生物が共存できる環境づくりに取り組んでいる。また、荇田町にある平尾台広谷湿原で自然観察会を開催する等、保全に向けた取組みを実施している。

◆環境啓発事業 【表75】

（3）3R推進事業

環境啓発キャンペーンにて資料等を配布して啓発活動を実施している。

7 環境教育

環境啓発の一環として、管内小中学校において水辺・海辺教室等を実施している。この中で、環境保全の重要性、生物の多様性を確保するための環境整備や地球温暖化対策の推進の必要性等について、わかりやすく説明している。

また、管内保育園等においても、県地球温暖化防止活動推進員と協働し、エコトン紙芝居等を活して、園児たちが興味を持てるよう努めている。

◆環境啓発事業 【表75】（再掲）

■ 環境指導係 ■

1 環境保全

(1) 特定施設等の届出審査等

環境保全関係法令や条例に基づく特定施設等の届出に関する審査及び指導を行っている。

(2) 立入検査

特定施設等を設置している事業場の立入検査を実施し、法令の遵守状況を確認するとともに、必要に応じ指導を行っている。

(3) 河川水質調査等

管内二級河川の22か所について水質検査を実施し、環境基準の達成状況を確認するとともに、必要に応じ調査を行っている。

また、水質事故発生時には、関係機関と連携し、原因研究及び被害拡大防止のため迅速な対応を行っている。

(4) ダイオキシン類の調査

管内の大気、河川、地下水及び土壌中のダイオキシン類の調査を行っている。

◆河川調査の状況と BOD に関する環境基準の達成状況 (BOD75%値) 【表 7 6】

◆公害関係事業所数 【表 7 7】

◆公害関係苦情処理状況 【表 7 8】

2 廃棄物

(1) 廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、産業廃棄物処理に係る許可申請等の審査を行うとともに、産業廃棄物処理業者排出事業者等に対する監視指導を計画的に実施している。

また、産業廃棄物の適正処理の徹底を図るため、環境部監視指導課及び他保健福祉環境事務所と協力し、産業廃棄物処理業者に対する講習会を開催している。

さらに、廃棄物の不法投棄等不適正処理に関する事案については、市町担当部局、関係警察署、各市町の不法処理防止推進員等と連携協力しながら、早期発見・早期解決に努めている。

また、関係機関による協議会を設置し、日頃から情報や意見の交換を行っている。

◆産業廃棄物処理業許可状況 【表 7 9】

産業廃棄物の不法投棄撲滅の取組[令和6年度]

○ 不法投棄撲滅キャンペーン

・実施月日：令和6年6月25日（火）

・内 容：不法投棄・不法焼却防止に係るチラシを配布し、啓発を行った。

○ 京築地域廃棄物不法処理防止連絡協議会

・実施月日：令和6年5月30日（木）

・構成機関：市町、警察署、県土整備事務所、農林事務所、森林管理署、当事務所

・内 容：不適正事例や監視状況を説明するとともに、情報や意見の交換を行った。

(2) 使用済自動車の適正処理

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業者、フロン類回収業者等の登録事務を行い、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図っている。

◆自動車リサイクル法関係登録等件数 【表 8 0】

IV 各課資料

○ 総務企画課	3 3
○ 健康増進課	3 9
○ 保健衛生課	4 3
○ 社会福祉課	5 3
○ 保護課	5 6
○ 環境課	5 8

【表1】 職員数

(令和7年5月1日)

	合計	所長	保健監	副所長	環境長	総務企画課	社会福祉課	健康増進課	保健衛生課	保護課	環境課
一般事務職	53			1		12	9	1	3	25	2
技術職	36	1	(1)		1	3	1	12	12	0	6
医師	1	1									
獣医師	5								5		
薬剤師	6					2			2		2
化学	5				1						4
管理栄養士	1							1			
保健師	13							9	4		
助産師	2							2			
診療放射線技師	1								1		
臨床検査技師	0										
歯科技工士	1						1				
歯科衛生士	1					1					
看護師	0										
労務職	3					1			2		
庁務	1					1					
自動車運転	0										
動物愛護管理	2								2		
合計	92	1	(1)	1	1	15	10	13	17	25	9

【表2】 運営協議会開催状況

名 称	日 時 ・ 場 所	内 容
京築保健所 運営協議会	令和6年8月19日 対面開催	・保健所運営協議会部会の活動報告について ・当所が関連する県の主な計画について(令和6年度開始・改定分) ・令和6年度事業概要及び重点事業について
救急医療部会	令和7年2月12日 対面開催	・管内の救急搬送の状況について ・休日(夜間)急患センター利用状況について ・ACPや救急車の適正利用に係る普及啓発事業 ・健康危機管理連絡マニュアルについて ・京築区域における地域医療構想の取組状況について
精神保健福祉部会	令和6年8月7日	・令和5年度精神保健福祉事業報告について ・令和6年度精神保健福祉事業計画について ・精神保健福祉法の改正に伴い令和7年度から施行となるものについて ・自殺対策事業の推進について
保健事業部会	令和6年8月1日	・令和5年度健康増進係事業報告について ・令和5年度重点事業について (1)地域在宅医療の推進に向けた取組 (2)地域・職員連携事業の取組 ・令和6年度健康増進係事業計画について ・令和6年度重点事業について (1)施設看取りの推進(ACP(人生会議))の普及・啓発に向けた取組

【表3】 令和6年度福岡県京築保健所運営協議会委員名簿

	氏 名	役 職
1	工藤 政宏	行橋市長
2	後藤 元秀	豊前市長
3	遠田 孝一	京都郡町長会長(苅田町長)
4	坪根 秀介	築上郡町長会長(上毛町長)
5	山中 真二	豊前警察署長
6	五反田 幸治	行橋市消防本部 消防長
7	大原 紀彦	京都医師会長
8	久永 孟	豊前築上医師会長
9	佐藤 義輝	京都歯科医師会長
10	松本 研一	豊前築上歯科医師会長
11	長濱 英恵	京都薬剤師会 理事
12	村山 真知子	福岡県獣医師会 県北支部京都分会長
13	末次 巨樹	福岡県看護協会(行橋記念病院 看護部長)
14	川浪 美智代	福岡県栄養士会 北九州支部地区運営委員
15	多武 千代	福岡県京築食品衛生協会 準指導員
16	清水 美代子	行橋みやこ地区衛生連合会 監事
17	岩崎 なるみ	京築地区食生活改善推進連絡協議会長
18	立花 美香	行橋市立椿市小学校 校長
19	秋満 直美	全国膠原病友の会福岡県支部 京築担当
20	福田 みどり	東九州コミュニティー放送株式会社 代表取締役

【表4】令和6年度学生実習受入実績

実習生職種 (■:学生)	学校名	実習期間	実習 日数	実習 生数
■保健師	西南女学院大学 保健福祉学部看護学科	令和6年6月18日～6月28日	9	7
	日本赤十字九州国際看護大学 看護学部看護学科	令和6年8月19日～8月23日	5	2
■管理栄養士	九州栄養福祉大学 食物栄養学部食物栄養学科	令和6年10月7日～10月11日	5	7
	西南女学院大学 保健福祉学部栄養学科	令和7年2月17日～2月21日	5	4

【表5】令和6年度免許進達状況

区 分	登録申請	書 換	再交付	抹 消	計
医師	8	1			9
歯科医師	2	1		2	5
診療放射線技師	6	1			7
作業療法士	12	2			14
理学療法士	21	4			25
臨床検査技師	7	2			9
衛生検査技師					0
視能訓練士	1				1
保健師	3	8			11
助産師	2	1			3
看護師	70	52	7		129
准看護師	42	13	7		62
薬剤師	3	4		1	8
管理栄養士	9	6	2		17
栄養士	15	9	2		26
合 計	201	104	18	3	326

【表6】令和6年度各種届出・申請受付件数

業 種 名	年度末 施設数	新 規	更 新	廃 止	変更届	合 計
薬局	102	3	17	2	171	193
店舗販売業	47	2	2	0	95	99
卸売販売業	10	1	0	1	5	7
再生医療等製品販売業	0	0	0	0	0	0
薬種商販売業	0	0	0	0	0	0
特例販売業	0	0	0	0	0	0
配置販売業	1	0	0	0	0	0
薬局製剤製造業、 薬局製剤製造販売業	4	1	1	2	0	4
高度管理医療機器 販売業、賃貸業	85	4	6	3	29	42
小 計	249	11	26	8	300	345
毒劇物 一般販売業	38	1	5	2	3	11
毒劇物農業用品目販売業	23	0	12	1	0	13
毒劇物特定品目販売業	1	0	0	0	0	0
小 計	62	1	17	3	3	24
合 計	311	12	43	11	303	369

業 種 名	年度末 取扱者数	新 規	継 続	廃 止	記載事項 変更届	合 計
麻薬施用者	226	17	15	10	18	60
麻薬管理者	22	2	4	3	0	9
麻薬小売業	81	2	10	3	0	15
麻薬卸売業	1	0	0	0	1	1
合 計	330	21	29	16	19	85

【表7】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

実 施 日	場 所	内 容	参加者数
令和6年7月9日(火)	行橋駅	「6・26ヤング街頭キャンペーン」	58人
		・啓発資材配布、一声運動による啓発活動	
		・薬物乱用防止支援募集活動	

開催地	参加団体	参加人数
行橋駅	福岡県立育徳館高等学校	13人
	行橋警察署(少年補導員連絡会含む)	11人
	京都薬剤師会	4人
	豊前築上薬剤師会	2人
	行橋ライオンズクラブ	10人
	福岡県保護司会連合会京都保護区保護司会	3人
	福岡県保護司会連合会豊築保護区保護司会	4人
	京都保護区更生保護女性会	2人
	福岡県薬物乱用防止講師団講師	1人
	福岡県京築保健福祉環境事務所	8人
	計	58人
	参加総数	58人

【表8】薬物乱用防止講習会

実施日	場所	内容	参加者数
令和7年1月10日(金) 14:35~15:20	行橋市立 行橋南小学校	薬物使用による心身の 変化、害について講習	125人

【表9】管内病院・診療所数及び病床数

(令和7年3月末)

施設 市町	病 院						診 療 所				歯科診療 所施設数
	施設数	病 床 数					施設数	内有 床施 設数	病床 数	内療 養数	
		一般	療養	精神	結核	計					
行 橋 市	6	433	272	468		1,173	58	8	88		43
豊 前 市	2		45	427		472	28	3	28	7	15
苅 田 町	3	226	272			498	25				20
みやこ町	1	58	116			174	12				5
吉 富 町	1	72				72	9				5
上 毛 町						0	7				1
築 上 町	1		44			44	11	2	24		7
合 計	14	789	749	895	0	2,433	150	13	140	7	96

【表10】京築地域救急医療体制

二次医療圏	市町村名	初期救急医療体制						二次救急医療体制			三次救急医療体制	周産期母子医療センター	災害拠点病院	地域医療支援病院	
		在宅当番医制					休日・夜間急患センター等		救急告示病院	病院群輪番制	小児救急				救命救急センター
		医師会名	平日		日・祭日		施設名	診療科目							
			準夜	深夜	昼間	準夜									
京 築	(京都地区) 行橋市 苅田町 みやこ町	京都医師会	-	-	-	-	-	行橋京都休日・夜間急患センター	内科 小児科 歯科	新行橋病院	北九州市立八幡病院 北九州総合病院 小倉医療センター	北九州市立八幡病院救命救急センター 北九州総合病院救命救急センター	北九州市立医療センター(総合) 産業医科大学病院(総合) JCHO九州病院(地域) 小倉医療センター(地域)	新行橋病院	新行橋病院
	(豊築地区) 豊前市 吉富町 上毛町 築上町	豊前築上医師会	-	-	-	-	-	豊築休日急患センター	内科 小児科 歯科		小波瀬病院	JCHO九州病院 北九州市立医療センター			

◎小児救急医療電話相談 #8000

夜間や休日に、子どもの急な病気、ケガに関する相談を経験豊かな看護師、又は必要に応じて小児科医が助言を行う。

◇受付時間◇

平日19時～翌朝7時 土曜日:12時～翌朝7時 日祝日:7時～翌朝7時

*23時以降は専用回線

◎救急医療電話相談 #7119 または 092-471-0099

すぐに病院で診療を受けるべきか迷ったときや、救急車を呼ぶか迷った場合などに、医療機関の受診や救急車の利用(119通報)について看護師が助言を行う。

◇受付時間◇

24時間 年中無休

【表 1 1】医療安全対策研修会実績

案内通知	令和6年9月27日(金)19:00~20:30	令和6年10月3日(木)19:00~20:30
実施場所	コスモイト行橋 文化ホール	豊築メディカルセンター セミナー室
参加者数	174名	92名
内 容	1 令和5年度診療所立入検査指摘事項等の改善について 講師:福岡県京築保健福祉環境事務所 所長 2 最近話題の感染症と今後起こりうる感染症!! 講師:新行橋病院感染管理室長 樋渡 美紀 先生	

【表 1 2】民生委員・児童委員数

(令和6年度)

	荻田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	計
民生・児童委員	48	63	20	27	55	213
主任児童委員	4	6	2	4	2	18

【表 1 3】地域医療従事者人権同和問題研修会実績

実施日	令和6年9月27日(金) 19:00~20:30	令和6年10月3日(木) 19:00~20:30
実施場所	コスモイト行橋 文化ホール	豊築メディカルセンター セミナー室
内 容	講演「人権問題について」 ビデオ上映:『みんなが暮らしやすい社会にするために〜障害のある人への合理的配慮』	
参加人数	312人	

【表14】地域職域連携会議開催実績

年 月 日	内 容	参加数
調査・ヒアリング 令和6年9月～11月	①退職者向けチラシの活用状況 ②医療・精神・介護の分野の社会資源名簿の有無 ③地域・職域連携する上で、互いに聞きたい情報・渡したい情報 ④各機関で行われている取組 ⑤勤労者の方への健康づくり ⑥退職者に向けた取組	4関係機関
会議 令和6年11月21日(木)	＜会議の内容＞ (1)これまでの取組と課題 ア:地域・職域の更なる連携に向けて イ:退職者向けチラシについて ウ:社会資源名簿について (2)仕事と治療の両立について ア:「仕事と治療の両立」について イ:不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくり	11関係機関

【表15】栄養・運動指導件数

(令和6年度)

区 分	個別指導延人員						集団指導延人員					
	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	合 計	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	合 計
実施数	61	2	0	0	80	143	23	0	0	0	150	173

【表16】給食施設指導実施状況

区 分	特 定 給 食 施 設		その他の給食施設	合 計
	1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上		
栄養管理指導延施設	10	1	46	57

資料出典:令和6年度地域保健・健康増進事業報告

【表17】食生活改善推進会組織図及び会員数

(令和7年4月1日現在)

行橋市食生活改善推進会	51	}	京築地区食生活改善推進連絡協議会 会員数 197名
豊前市食生活改善推進協議会	33		
荻田町食生活改善推進会	45名		
みやこ町食生活改善推進会	34		
上毛町食生活改善推進会	34		
吉富町食生活改善推進会	休会		
築上町食生活改善推進会	休会		

【表18】乳幼児発達診査指導件数

(令和6年度)

内 容		発達診査指導事業 (医師、言語聴覚士・作業療法士)
回数・受診数(延)		9回・18人(延べ19人)
受診結果	問題なし	0人
	経過観察	2人
	医療機関紹介	3人
	他機関紹介	7人
	その他	6人

【表19】被爆者健康手帳、第一種・第二種健康診断受診者証所持者数

	被爆者健康手帳	第一種 受診者証	第二種 受診者証
京築管内	44	0	3

令和7年3月31日現在

【表20】特定医療費受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者証所持者	1,550	1,489	1,574	1,644	1,788
(参考)対象疾患	333疾患	338疾患	338疾患	338疾患	341疾患

【表21】小児慢性特定疾病医療受給者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者証所持者	147	137	144	154	149
(参考)対象疾患	16疾患群	16疾患群	16疾患群	16疾患群	16疾患群

【表22】B型・C型肝炎の相談・検査件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	182	188	165	143	105
検査件数	22	11	4	22	22
インターフェロン申請件数	41	32	23	27	27
核酸アナログ申請件数	73	172	197	184	184

【表23】管内精神科病院の入院形態別患者数

(令和7年3月31日現在) (人)

	精神科病床数	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他	合 計
合 計	895床	3	545	277	0	825

【表24】通報及び措置診察

(令和6年度) (件)

23条通報 (17) 24条通報 (1) 26条通報 (22)	要措置診察		措置診察不要
	13		27
	措置入院該当	措置入院非該当	
	9	4	

【表25】自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数

(令和7年3月31日現在) (人)

行橋市	豊前市	荻田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	計
1,603	527	739	326	141	120	299	3,755

【表26】精神障害者保健福祉手帳所持者数

(令和7年3月末現在) (人)

行橋市	豊前市	荻田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	計
827	274	406	187	69	53	193	2,009

【表27】精神保健福祉相談件数

(令和6年度) (件)

		定 例	定例 外	計	相談内容内訳					
					一般精神	心の健 康づくり	アルコール	薬 物	思春期	老人精神
面 接	実数	37	54	90	14	38	25	2	5	6
	延数	37	107	145	30	76	26	2	5	6
電 話	延数		1,503	1,503	129	1278	22	48	15	11

【表2.8】訪問指導件数

(令和6年度) (件)

実 数	延 数
35	85

【表 2 9】 精神障がい者社会復帰促進事業実施状況

項 目	内 容	参 加 者	回数等
精神障がい者地域支援関係機関会議	事業報告・問題提起	委員20名	1回／年
研修会	地域支援研修会	相談支援事業所、グループホーム、生活困窮者自立相談支援事業所、社会福祉協議会、精神科病院、訪問看護ステーション、行政の職員	1回／年
	こころの健康手帳についての普及啓発の講話	訪問看護ステーション連絡協議会	1回／年
ケース会議	精神科病院からの退院に向けてのケース会議等による支援		30回／年
	うち、退院後支援会議		8回／年
自立支援協議会	管内の自立支援協議会への参加		12回／年
社会資源名簿	「こころの健康づくり社会資源情報誌～京築版～」更新・関係機関へ配布		

【表 3 0】 自殺対策事業実施状況

(令和6年度)				
	内 容	回数	対 象 者	参加人数
地域における見守り強化事業	ゲートキーパー研修	1回	市町保健師等	17人
	ゲートキーパー研修（若年層対策）	4回	実習生、看護専門学校学生、西日本工業大学学生	216人
ハイリスク者（自殺未遂者）支援事業	地域ハイリスク者（自殺未遂者）支援連携強化会議	1回	救急医療機関・精神科病院・消防・警察・相談支援事業所等の支援機関・行政の職員	16人
普及啓発事業	ラジオ放送（スターコーンFM）	6回	一般住民	不特定多数
	行橋駅前で街頭啓発	1回	一般住民	不特定多数

【表 3 1】 アルコール依存症対策実施状況

(令和6年度)			
内 容	回数	対象者	参加人数
依存症研修会	1回	家族、関心のある一般住民、関係機関の職員	45人
減酒支援研修会	1回	林業における労働災害防止に関する説明会参加者	41人

【表 3 2】 適正飲酒指導実施状況

※【表 2 7】 アルコールの再掲

(令和6年度)			
内 容	回数	対象者	参加人数
適正飲酒指導	11回	・飲酒運転違反者（検挙されたもの） ・準違反者（警告を受けたもの）	19人

【表3-3】食品衛生監視員活動状況

		R5年度	R6年度
監視員数		4	4
監視計画件数(年間)		2,029	1,652
監視実施件数		1,505	996
平均監視数(件/人・月)		31	21
処分件数	営業停止	0	1
	告 発	0	0
	物 品 廃 棄	0	0

【表3-4】衛生教育実施状況

実 施 対 象	R5年度	R6年度
食品営業者向け(回)	5	10
集団給食施設従事者向け(回)	0	0
一般消費者向け(回)	5	3
計	10	13

【表3-5】営業施設数(旧食品衛生法に基づくもの)

(令和7年3月31日現在)

		行橋市	豊前市	荻田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	合 計
飲 食 店	一 般	112	39	52	20	5	11	14	253
	仕 出・弁 当	13	5	6	10	4	1	7	46
	旅 館	5		2				1	8
	そ の 他	195	35	47	23	11	13	23	347
菓 子 製 造 業		33	16	9	18	4	4	7	91
乳 製 品 製 造 業									0
魚 介 類 販 売 業		12	4	4	5	6	1	2	34
魚介類競り売り業									0
魚肉練り製品製造業		1	2						3
食品の冷凍冷蔵業			1					1	2
缶詰びん詰食品製造業			1						1
喫 茶 店		20	7	11	4	1	1	2	46
あ ん 類 製 造 業									0
アイスクリーム類製造業			1						1
食 肉 処 理 業			1					1	2
食 肉 販 売 業		17	5	7	2	2		4	37
食肉製品製造業			1						1
乳酸菌飲料製造業									0
食用油脂製造業									0
み そ 製 造 業		1	1	1	1			1	5
醬 油 製 造 業							1		1
ソース類製造業									0
酒 類 製 造 業									0
豆 腐 製 造 業			1						1
めん類製造業		3	2	1	1			1	8
そうざい製造業		8	6	2	6	3	2	9	36
添 加 物 製 造 業									0
清涼飲料水製造業			1						1
氷 雪 製 造 業									0
計		420	129	142	90	36	34	73	924

【表36】営業施設数（改正食品衛生法に基づくもの）

（令和7年3月31日現在）

	行橋市	豊前市	荻田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	合計
飲食店営業	402	158	186	98	19	28	88	979
調理の機能を有する自動販売機	2	2				3		7
食肉販売業	12	15	6	8	2	5	3	51
魚介類販売業	15	33	4	7	4	2	3	68
魚介類競り売り営業	1							1
集乳業								0
乳処理業								0
特別牛乳搾取処理業								0
食肉処理業	1	3	1	1				6
食品の放射線照射業								0
菓子製造業	67	42	21	41	3	16	36	226
アイスクリーム類製造業	1					1		2
乳製品製造業								0
清涼飲料水製造業		2	1					3
食肉製品製造業	1							1
水産製品製造業	1	5			2			8
氷雪製造業		1						1
液卵製造業						1		1
食用油脂製造業		1						1
みそ又はしょうゆ製造業	1	2	1	4	1	1	6	16
酒類製造業		1		1				2
豆腐製造業	2			1				3
納豆製造業								0
麺類製造業	3	1	1				2	7
そうざい製造業	32	35	11	26	5	9	23	141
複合型そうざい製造業								0
冷凍食品製造業	4	4				3	1	12
複合型冷凍食品製造業								0
漬物製造業	13	11	6	17	7	9	17	80
密封包装食品製造業		2						2
食品の小分け業	2	2				1	1	6
添加物製造業		2						2
計	560	322	238	204	43	79	180	1,626

【表37】細菌検査件数

（令和7年3月31日現在）

	R5年度			R6年度		
	検査	不適検体数		検査	不適検体数	
	検体数	法※1	県※2	検体数	法※1	県※2
一般細菌	118		6	133		8
大腸菌群	78		2	89		6
腸炎ビブリオ	19			24		
ブドウ球菌	51			71		
サルモネラ	17			17		
その他	62			65		
合計	345	0	8	899	0	14

法※1:食品衛生法規格基準

県※2:福岡県食品衛生成分規格指導基準

【表38】化学検査件数

(令和7年3月31日現在)

	R5年度			R6年度		
	検 査	不適検体数		検 査	不適検体数	
	検体数	法※1	県※2	検体数	法※1	県※2
発色剤	3			3		
保存料	70			58		
着色料	192			300		
殺菌料						
甘味料	22	1		18		
残留農薬						
その他	63			71		
合 計	350	1	0	450	0	0

法※1:食品衛生法規格基準

県※2:福岡県食品衛生成分規格指導基準

【表39】畜犬登録関係件数

(令和7年3月31日現在)

	年度	新規登録 頭数	転入頭数	転出頭数	死亡等 頭数	その他の理 由で登録抹 消した件数	登録頭数
行橋市	5	332	67	85	109	2	3,437
	6	355	61	61	170	10	3,612
豊前市	5	58	20	4	90	0	995
	6	60	18	3	125	0	945
苅田町	5	87	35	16	112	14	1,616
	6	124	45	17	91	14	1,663
みやこ町	5	60	15	5	100	0	949
	6	40	12	4	73	9	915
築上町	5	124	5	20	78	0	840
	6	67	8	7	107	100	701
吉富町	5	21	5	6	21	0	217
	6	20	2	0	15	0	224
上毛町	5	63	3	13	38	5	537
	6	18	3	16	24	0	518
合 計	5	745	150	149	548	21	8,591
	6	684	149	108	605	133	8,578

【表40】狂犬病予防注射件数

(令和7年3月31日現在)

	年 度	集 団	個 人	保 健 所	済票交付枚数
行 橋 市	5	788	1,373	0	2,161
	6	782	1,410	0	2,192
豊 前 市	5	178	321	0	499
	6	159	301	0	460
苅 田 町	5	293	671	0	964
	6	291	696	0	987
みやこ町	5	320	185	0	505
	6	314	180	0	494
築 上 町	5	236	231	0	467
	6	206	233	0	439
吉 富 町	5	51	98	0	149
	6	47	76	0	123
上 毛 町	5	133	197	0	330
	6	121	93	0	214
合 計	5	1,999	3,076	0	5,075
	6	1,920	2,989	0	4,909

【表41】狂犬病予防及び動物愛護管理業務実施状況

(令和7年3月31日現在)

	年 度	捕獲犬	返還犬	引取犬	引取猫	犬による 事故(咬傷)
行 橋 市	5	2	2	2	0	1
	6	2	2	0	0	5
豊 前 市	5	0	0	0	0	2
	6	3	2	0	0	0
苅 田 町	5	5	0	1	0	1
	6	13	1	0	0	0
みやこ町	5	5	3	0	0	1
	6	5	0	0	0	2
築 上 町	5	1	1	0	0	0
	6	3	1	0	0	0
吉 富 町	5	0	0	0	0	0
	6	0	0	0	18	0
上 毛 町	5	0	0	0	0	1
	6	0	0	0	0	0
合 計	5	13	6	3	0	6
	6	26	6	0	18	7

【表４２】生活衛生関係施設数

(令和7年3月31日現在)

業 態 別		施 設 数
興 行 場		4
旅 館	ホテル・旅館	32
	簡易宿所	26
公衆浴場	普通浴場	1
	その他の浴場	17
理容所		155
美容所		417
クリーニング所(洗濯、仕上げ)		18
クリーニング所(取次)		64
火葬場		6
特定建築物		36
建築物環境衛生に係わる登録事業所		9
遊泳用プール		10
合 計		795

【表４３】水道普及状況

(令和7年3月31日現在)

	上水道	簡易水道		専用水道		計	水道普及率 (%)
	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	現在給水人口	
行橋市	56,997	0	0	4	4,165	58,312	82.5
豊前市	17,517	0	0	4	0	17,517	76.2
荻田町	36,415	0	0	10	7,214	36,474	96.1
みやこ町	7,176	1	75	2	339	7,590	43.4
築上町	11,666	0	0	1	0	11,666	73.0
吉富町	6,024	0	0	0	0	6,024	94.4
上毛町	0	1	3,973	1	0	3,973	57.8

出典：福岡県の水道(令和5年度版)

注)：専用水道は、自己水源のみによるもの以外を含む

計＝上水道＋簡易水道＋専用水道(自己水源のみによるもの)

【表４４】新登録患者数及び年末時登録者数

区 分	年	人 口 (各年10月1日現在)	新登録患者		年末時登録者	
			新登録患者数	罹患率	活動性結核患者数	有病率
全国総数	2020	126,226,568	12,739	10.1	8,640	6.8
	2021	125,502,290	11,519	9.2	7,744	6.2
	2022	124,946,789	10,235	8.2	6,782	5.4
	2023	124,351,877	10,096	8.1	6,794	5.5
福岡県	2020	5,122,894	512	10.0	375	7.3
	2021	5,123,371	535	10.4	395	7.7
	2022	5,134,088	437	8.5	302	5.9
	2023	5,102,730	429	8.4	330	6.5
管内	2020	180,698	12	6.6	10	5.5
	2021	181,919	19	10.4	12	6.6
	2022	184,264	22	11.9	22	11.9
	2023	179,711	9	5.0	7	3.9

(福岡県の結核2024)

※ 罹患率＝新登録患者数／人口×10万人 有病率＝年末時結核患者治療者／人口×10万人

【表４５】管理検診・接触者健診実施状況

<京築管内>

	管理検診					接触者健診				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者数	48	42	29	30	35	134	229	111	25	274
受 保 健 所	17	14	4	5	5	52	229	17	16	264
診 委託医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機 その他	31	27	25	24	28	82	12	94	9	9
関 計	48	41	29	29	33	134	241	111	25	273
受診率	100	98	100	96	94	100	100	100	100	99

【表４６】結核健康診断受診状況（市町別）

区分	R4年度			R5年度			R6年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
県合計									
県域									
管内	59,658	6,041	10.1%	59,383	5,801	9.8%	59,588	5,918	9.9%
行橋市	21,856	1,719	7.9%	21,952	1,569	7.1%	21,969	1,571	7.2%
豊前市	9,067	845	9.3%	8,972	733	8.2%	8,915	842	9.4%
荏田町	9,764	914	9.4%	9,851	896	9.1%	9,951	895	9.0%
みやこ町	7,706	1,155	15.0%	7,605	1,192	15.7%	7,649	1,156	15.1%
吉富町	2,172	344	15.8%	2,162	356	16.5%	2,030	365	18.0%
上毛町	2,806	485	17.3%	2,362	456	19.3%	2,336	475	20.3%
築上町	6,287	579	9.2%	6,479	599	9.2%	6,738	614	9.1%

※平成31年度以降、県域、県合計については未集計の為データなし。

【表４７】結核健康診断受診状況（学校・施設・事業所別）

区分	R6年度			
	提出数	対象者数	受診者数	受診率
学校長	13	1,447	1,446	99.9%
施設長	42	1,572	1,526	97.1%
事業所	231	8,485	8,421	99.2%

【表４８】結核医療公費負担申請及び入院勧告等諸問答申件数

<R6年度京築管内>

種 別		就業制限	入院勧告	入院延長	37条-2
諮 問 件 数		11	11	23	44
答 申	合 格（ 承 認 ）	11	11	23	44
	不 合 格	0	0	0	0
	保 留	0	0	0	0

【表４９】結核患者訪問指導件数

<R6年度京築管内>

区 分	実 数	延 数
結 核	23	90

【表５０】京築管内の感染症発生状況

(年別感染症発生届出状況)

年		2021年	2022年	2023年	2024年
新型インフル等	新型コロナウイルス感染症※	1416	30282	2428	
二類	結核	12	24	14	18
	鳥インフルエンザ(H5N1/H7N9)	0	0	0	0
三類	コレラ	0	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	2	6	1	3
	腸チフス	0	0	0	1
四類	つつが虫病	1	1	0	0
	重症熱性血小板減少症候群	1	1	0	0
	レジオネラ症	1	1	8	3
五類 (全数報告分)	アメーバ赤痢	0	3	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	0	0	3
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0	1	0
	後天性免疫不全症候群	0	0	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	1	0	0	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	2
	劇症型溶結性連鎖球菌	0	0	1	0
	破傷風	0	0	2	0
	梅毒	2	13	12	8
	百日咳	0	0	0	0
	風疹	0	0	0	0
	麻疹	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症は2023年5月8日に5類感染症(定点把握)に位置づけが変更されている。

【表5 1】京築地域感染症対策研修会

日 時	対 象	参加者	内 容	会 場
2024/12/11(水) 14:00～16:00	高齢者・障がい者 施設、保育所職員	73名 会場 27名 Web 46名	① 結核を含む感染症について ② 施設看取りについて ③ 標準予防策+感染経路予防 策について ④ 個人防護具(PPE)着脱訓練 ⑤ オムツ交換実技	新行橋病院

【表5 2】京築地区感染症対策連絡協議会

日 時	対 象	参加者	内 容	会 場
2024/6/13(木) 14:00～15:00	医師会役員 薬剤師会役員 医療機関感染対策責任者 消防機関職員 市町職員	32名	① 福岡県予防計画及び医療 措置協定について ② 健康危機対処計画について ③ 感染症発生状況等について	行橋総合庁舎

【表5 3】新型インフルエンザ等対策実施訓練

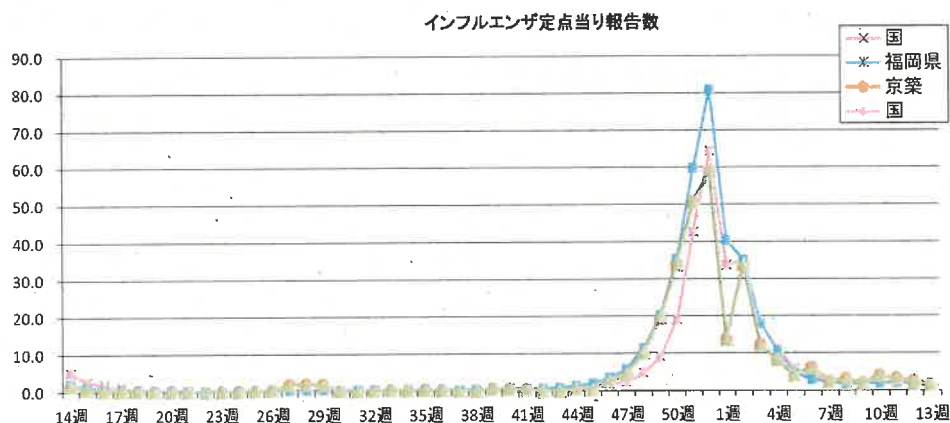
日 時	対 象	参加者	内 容	会 場
保健所・医師会・医療機関(感染対策向上加算1届出)との合同主催による実地訓練				
2024/11/14(木) 14:00～16:00	医師会 医療機関 消防機関	121名 会場43名 Web78名	新興感染症発生時を想定した実地訓練 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画について ・ ゾーニング、受入れから搬送までの流れ ・ 個人防護具の着脱訓練	新行橋病院
保健所における人材育成のための研修・実地訓練				
2024/7/19(金) 9:00～15:00	保健所職員	37名	新型インフルエンザ等発生時に係る所内研修(第1回) ・ 公用車消毒訓練 ・ 個人防護具の着脱訓練 ・ エアテント設置訓練 ・ 接触者健診実践演習 ・ 検体採取、検体搬送手順	行橋総合庁舎 保健所会議室
2025/1/30(木) 13:30～14:30	保健所職員	19名	新型インフルエンザ等発生時に係る所内研修(第2回) ・ 健康危機対処計画、所内体制について ・ 関係機関との模擬Web会議	保健所会議室

【表54】インフルエンザ定点当り報告数

令和6年	14週	15週	16週	17週	18週	19週	20週	21週	22週	23週	24週	25週	26週	27週	28週	29週	30週	31週	32週	33週	34週	35週
	3/31	4/7	4/14	4/21	4/28	5/5	5/12	5/19	5/26	6/2	6/9	6/16	6/23	6/30	7/7	7/14	7/21	7/28	8/4	8/11	8/18	8/25
	4/6	4/13	4/20	4/27	5/4	5/11	5/18	5/25	6/1	6/8	6/15	6/22	6/29	7/6	7/13	7/20	7/27	8/3	8/10	8/17	8/24	8/31
国	5.10	2.69	1.85	1.07	0.45	0.34	0.28	0.24	0.19	0.17	0.15	0.16	0.20	0.28	0.33	0.37	0.39	0.40	0.38	0.28	0.29	0.38
福岡県	2.10	1.20	0.74	0.31	0.20	0.14	0.21	0.25	0.26	0.24	0.18	0.19	0.31	0.43	0.40	0.47	0.31	0.46	0.38	0.23	0.17	0.40
京築	1.63	0.63	0.13	0.13	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.13	0.38	1.88	2.00	1.88	0.13	0.00	0.13	0.38	0.13	0.38

36週	37週	38週	39週	40週	41週	42週	43週	44週	45週	46週	47週	48週	49週	50週	51週	52週
9/1	9/8	9/15	9/22	9/29	10/6	10/13	10/20	10/27	11/3	11/10	11/17	11/24	12/1	12/8	12/15	12/22
9/7	9/14	9/21	9/28	10/5	10/12	10/19	10/26	11/2	11/9	11/16	11/23	11/30	12/7	12/14	12/21	12/28
0.45	0.51	0.55	0.63	0.77	0.89	0.73	0.87	1.04	1.06	1.88	2.36	4.86	9.03	19.06	42.66	64.39
0.19	0.39	0.49	0.54	0.45	0.51	0.58	0.87	1.39	1.96	3.49	5.79	11.43	20.30	35.40	59.86	80.94
0.25	0.00	0.00	0.63	0.50	0.50	0.00	0.00	0.50	0.13	2.63	4.38	10.13	19.50	34.00	50.75	59.00

令和7年	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	12週	13週
	12/29	1/5	1/12	1/19	1/26	2/2	2/9	2/16	2/23	3/2	3/9	3/16	3/23
	1/4	1/11	1/18	1/25	2/1	2/8	2/15	2/22	3/1	3/8	3/15	3/22	3/29
国	33.82	35.02	18.38	11.06	5.87	3.78	2.63	2.21	1.89	2.02	2.23	1.98	1.85
福岡県	40.40	35.13	17.90	10.70	4.62	2.87	2.14	1.65	1.75	1.95	2.00	1.55	1.49
京築	13.75	33.88	12.25	8.25	4.00	6.13	2.38	3.13	1.88	4.00	3.13	2.38	1.38



警報対象疾患	流行発生警報		流行発生注意報
	開始基準値	継続基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10

- インフルエンザ流行発生注意報とは
インフルエンザ定点医療機関あたりの1週間の報告数が、10以上の場合
…流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があるということ、
流行の発生後であれば流行が継続している(終息していない)可能性が疑われることを示します。
- インフルエンザ流行発生警報とは
インフルエンザ定点医療機関あたりの1週間の報告数が、30以上の場合

【表 5 5】インフルエンザ発生による学校・学年・学級閉鎖状況

閉鎖状況	小学校				中学校				その他				計			
年度	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6	R3	R4	R5	R6
休校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学年閉鎖	0	1	55	13	0	0	13	4	0	0	8	0	0	1	76	17
学級閉鎖	0	7	135	24	0	1	19	6	0	1	16	6	0	9	170	36
計	0	8	190	37	0	1	32	10	0	1	24	6	0	10	246	53

【表 5 6】特定感染症相談・検査件数

		＜京葉管内＞			
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談件数		1	23	34	18
検査件数	HIV	37	30	79	67
	梅毒	37	30	80	69
	クラミジア	23	22	49	49
	淋菌	23	22	49	49

【表５７】老人福祉法に基づく老人ホーム等の新規申請・変更届
(令和6年度)

項 目	件 数
新規申請	3
変 更	0
廃 止	0

【表５８】困難を抱える女性からの相談内容別件数

(令和6年度)

年 別	家族・親 族関係	その他 対人関係	健康・ 医療問題	経済 問題	住居 問題	その他	来所 相談	電話 相談	出張 相談	相談 実件数
令和4年度	27	11	2	1	1	0	7	29	6	42
令和5年度	23	3	0	0	0	0	7	13	6	26
令和6年度	60	4	5	1	2	0	26	24	22	72

【表５９】母子・父子・寡婦相談件数

区 分			令和４年	令和５年	令和６年
生活一般	住 宅		15	15	25
	医療・健康	病気・障がい	0	1	63
		その他	0	0	0
	人間関係	家族・親族	127	186	136
		その他	3	9	25
	就 労	求職・転職	2	0	0
		資格取得・職業訓練	249	293	305
		その他	1	0	0
	その他		0	0	2
小 計		397	504	556	
子育て	養 育 ・ 児 童 虐 待		0	1	0
	非 行		0	0	0
	子 の 就 職		0	0	0
	そ の 他		0	0	0
	小 計		0	1	0
経済的支援・生活保護	母子父子福祉資金	貸 付	102	94	81
		償 還	582	463	397
	寡婦福祉資金	貸 付	1	0	0
		償 還	0	0	3
	児童扶養手当		11	8	4
	生 活 保 護		0	0	0
	その他		0	0	0
	小 計		696	565	485
	その他		5	1	0
合 計		1,098	1,071	1,041	

【表60】母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

別	年 度	管 内 郡 部			行 橋 市			豊 前 市		
		4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度	4年度	5年度	6年度
事業開始資金										
事業継続資金										
住宅資金										
就職支度金										
技能習得資金										
生活資金										
転宅資金										
修学資金									2	
就学支度資金		1	2		1			3	3	2
修業資金										
医療介護資金										
結婚資金										
児童扶養資金										
計		1	2	0	1	0	0	3	5	2

【表61】介護保険事業者指定申請、変更申請件数

(令和6年度)

項 目		件 数
居宅サービス事業者	指 定	9
	変 更	507
	休 止	0
	廃 止	5
	指定更新	20

※指定更新は進達件数

【表62】介護保険施設指定申請、変更申請件数

(令和6年度)

項 目		件 数
介護老人保健施設	指 定	0
	変 更	21
	許可更新	0
介護老人福祉施設	指 定	0
	変 更	42
	指定更新	1
	指定辞退	0
介護医療院	指 定	0
	変 更	0
	指定更新	1
	指定辞退	0

※介護報酬算定に関する変更届を含む。

【表 6 3】特別障害者手当等支給状況

(令和6年度)

区 分	認 定 状 況			受給資格者 (年度末現在)	
	申 請	認 定	却 下	受給者数	停止者数・内数
特別障害者手当	7	4	3	71	2
障害児福祉手当	20	20	0	58	2
経過的福祉手当	0	0	0	1	0
計	27	24	3	130	4

【表 6 4】腎疾患患者福祉給付金支給状況

(令和6年度)

区 分		行橋市	豊前市	苅田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	合 計
対 象 者 数	前期		1					1	2
	後期		1					1	2
支給額		年2回支給 2,000円／月額							

【表 6 5】障がい福祉サービス事業の指定申請、変更届出件数

(令和6年度)

	新規	変更	休止	廃止	更新	計
件 数	4	268	1	4	45	322

【表 6 6】まごころ駐車場利用証 交付件数

(令和6年度)

	赤	緑	オレンジ	計	再交付	返却
件 数	6	188	63	257		67

赤色・・・車いす常時利用の身体障がい者で自ら運転する人

緑色・・・身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病者

オレンジ色・・・妊産婦、けが人

【表67】生活保護 管内の状況

(令和7年3月)

	京都郡		築上郡			計
	苅田町	みやこ町	吉富町	上毛町	築上町	
被保護世帯(世帯)	673	286	117	63	303	1,442
被保護人員(人)	872	382	151	124	393	1,922
保護率(%)	2.29	2.19	2.38	1.85	2.46	2.27

【表68】保護開始理由

(令和6年度)

	総数	保護開始理由(件)												その他	
		世帯主の傷病	世帯員の傷病	働いていた者の死亡	働いていた者との離別等	働きによる収入の減少・喪失	社会保障給付金の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	預金等の減少・喪失	高齢による収入の減少	要介護状態	失業／定年・自己都合	失業／勤務先都合	ケース移管・転入等	その他
苅田町	84	18	0	1	2	7	3	0	25	0	0	3	0	12	13
みやこ町	31	6	0	0	2	1	1	2	9	2	0	1	0	2	5
吉富町	9	1	0	0	1	0	0	0	4	2	0	0	0	1	0
上毛町	7	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3
築上町	42	5	0	0	2	5	0	5	11	1	1	1	1	6	4
計	173	30	0	1	8	14	4	7	50	5	1	5	1	22	25

【表69】保護廃止理由

(令和6年度)

	総数	保護廃止理由(件)												その他	
		世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡	失踪	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増加	仕送り等の増加	親類・縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担		転出	その他
苅田町	70	0	0	20	2	13	1	2	0	1	2	5		8	16
みやこ町	28	1	0	16	0	0	0	1	0	0	1	0		4	5
吉富町	15	0	0	6	0	2	1	0	0	1	0	0		0	5
上毛町	9	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0		3	4
築上町	51	0	0	24	0	7	0	1	0	0	1	0		10	8
計	173	1	0	67	2	23	2	4	0	2	4	5		25	38

【表 7 0】地域別・世帯類型別適用状況

(令和7年3月)

			苅田町	みやこ町	京都郡計	吉富町	上毛町	築上町	築上郡計	総 計
助介 人護 員扶	施 設		16	11	27	3	1	9	13	40
	居 宅		116	79	195	20	10	52	82	277
	総 数		132	90	222	23	11	61	95	317
助医 人療 員扶	入 院		58	23	81	9	5	19	33	114
	入 院 外		749	341	1,090	137	96	365	598	1,688
	総 数		807	364	1,171	146	101	384	631	1,802
世 帯 類 型	高齢世帯	世帯数	305	167	472	72	29	178	279	751
		構成比	45.3	58.4	49.2	61.5	46.0	58.7	57.8	52.1
	母子世帯	世帯数	41	17	58	6	17	18	41	99
		構成比	6.1	5.9	6.0	5.1	27.0	5.9	8.5	6.9
	障害世帯	世帯数	87	35	122	8	5	29	42	164
		構成比	12.9	12.2	12.7	6.8	7.9	9.6	8.7	11.4
	傷病世帯	世帯数	71	23	94	13	6	39	58	152
		構成比	10.5	8.0	9.8	11.1	9.5	12.9	12.0	10.5
	その他の世帯	世帯数	169	44	213	18	6	39	63	276
		構成比	25.1	15.4	22.2	15.4	9.5	12.9	13.0	19.1

【表 7 1】鳥獣保護区等

(令和7年3月31日現在)

鳥獣保護区	休猟区	特定猟具(銃器)使用禁止区域	特定猟法(鉛散弾)禁止区域
11	0	25	1

【表 7 2】管内温泉源泉数及び利用許可状況

(令和7年3月31日現在)

市町名	源泉数	利用目的	
		浴用	飲用
行橋市	1	9	0
豊前市	3	15	3
荻田町	0	0	0
みやこ町	0	0	0
吉富町	0	0	0
上毛町	1	19	0
築上町	0	0	0

【表 7 3】管内の自然公園

(令和7年3月31日現在)

自然公園名	面積(ha)	保護規制区分面積(ha)			指定年月日
		特別保護地区	特別地域	普通地域	
耶馬日田英彦山国定公園	8,269	322	6,912	1,035	昭和25年7月29日
北九州国定公園	8,107	320	7,787	—	昭和47年10月16日
筑豊県立自然公園	8,550	—	79	8,471	昭和25年5月13日

【表 7 4】管内の自然海浜保全地区

(令和7年3月31日現在)

自然海浜保全地区名	位置	海岸延長	特 質	指定
三毛門	豊前市大字沓川 及び三毛門	2.0km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には浅海性の周防灘沿岸有数の広大な干潟が現れる。	昭和57年3月6日
松江浦	豊前市大字松江	1.0km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。	昭和62年12月24日

【表75】環境啓発事業

(令和6年度実施分)

事業名	実施時期	開催場所	対象者
水辺の教室	6月3日	みやこ町立伊良原小学校	3～5年生
水辺の教室	6月5日	みやこ町立豊津小学校	4年生
水辺の教室	6月12日	苅田町立馬場小学校	3年生
子供向けエコ出前講座	6月13日	苅田町立与原小学校	5年生
水辺の教室	6月24日	築上町立小原小学校	4,5年生
水辺の教室	6月27日	行橋市立延永小学校	4年生
水辺の教室	6月28日	築上町立下城井小学校	3,4年生
水辺の教室	7月2日	行橋市立今川小学校	4年生
水辺の教室	7月3日	みやこ町立諫山小学校	5,6年生
水辺の教室	7月9日	豊前市立宇島小学校	5年生
水辺の教室	7月23日	築上町立上城井小学校	3,4年生
水辺の教室	9月4日	上毛町立友枝小学校	4年生
水辺の教室	9月12日	行橋市立今元小学校①	4年生
水辺の教室	9月20日	苅田町立片島小学校	4年生
水辺の教室	9月25日	苅田町立白川小学校	4年生
水辺の教室	10月1日	行橋市立今元小学校②	4年生
子供向けエコ出前講座	11月20日	苅田町立馬場小学校	2年生

【表 7 6】河川調査の状況とBODに関する環境基準の達成状況（BOD75%値）

河川名	地点名	類型	基準値 (mg/L以下)			
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
長峽川	長音寺橋	A	2	5.2	5.8	5.1
長峽川	亀川橋	C	5	2.7	4.4	3.1
長峽川 小波瀬川	二崎橋	A	2	2.3	3.5	1.9
今川	野口橋	AA	1	1.7	2.5	1.5
今川	今川汐止堰	A	2	3.4	4.5	2.6
今川・江尻川	常盤端	B	3	3.1	3.6	2.5
祓川	古屋河内橋	AA	1	1.3	2.1	<0.5
祓川	祓郷橋	AA	1	1.7	2.6	1.5
祓川	杳尾橋	A	2	2.1	3.3	1.9
音無川	松原橋	A	2	2.8	2.9	1.7
城井川	赤幡橋	AA	1	1.0	1.9	1.1
城井川 岩丸川	神本橋	A	2	1.5	2.2	1.1
城井川 岩丸川	西の橋	A	2	2.3	2.9	1.6
城井川 真如寺川	吾妻橋	A	2	2.2	2.9	1.6
城井川	浜宮橋	A	2	1.9	1.7	1.3
上河内川	滝の本橋	A	2	2.6	2.5	1.2
角田川	角田川橋	A	2	1.8	2.3	1.3
中川	橋の上堰	A	2	1.8	2.8	1.5
岩岳川	杳洗橋	A	2	1.9	2.3	1.3
佐井川	佐井川橋	A	2	2.4	2.8	2.1
山国川 友枝川	貴船橋	A	2	1.9	2.2	1.7
山国川 黒川	新川橋	A	2	4.1	3.4	2.8

注)BOD:生物化学的酸素要求量

類型:河川のBODに関する環境基準は利用目的の適応性によりAAからEまで6段階ある。

【表 7 7】公害関係事業所数

(令和7年3月31日現在)

事業所区分	事業場数
大気汚染防止法	129
水質汚濁防止法	493
ダイオキシン類特措法	9
計	631

【表 7 8】公害関係苦情処理状況

(件数)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不法投棄	害虫等の発生	その他	計
4年度	7	6	0	0	0	0	1	14	0	9	37
5年度	2	2	3	1	0	0	5	15	0	6	34
6年度	1	8	0	0	0	0	1	18	0	11	39

【表 7 9】産業廃棄物処理業許可状況

(令和7年3月31日現在)

令和7年3月31日現在

産業廃棄物						特別管理産業廃棄物					その他	
処理施設数			処理業者数			処理施設数		処理業者数			一般廃棄物処理施設設置事業場数	再生事業者数
中間処理	最終処分		収集運搬業	処分業		中間処理	最終処分	収集運搬業	処分業			
	安定型	管理型		中間	最終				中間	最終		
24 ^{*1}	1 ^{*2}	1 ^{*2}	1315	36	0	0	0	184	1	0	19 ^{*3}	14 ^{*3}

*1 県域外事業者(移動式)を含む。

*2 現在搬入実績無し。

*3 業者が複数の事業場を有する場合、その事業場数を計上

【表 8 0】自動車リサイクル法関係登録等件数

(令和7年3月31日現在)

引取業登録件数	フロン回収業登録件数	解体業許可件数	破砕業許可件数
24	17	11	4

曜日を定めて実施している相談・指導

相談等名称	開催日	開設時間	問い合わせ先	備 考
特定感染症相談 (HIV・性器クラミジア・梅毒・淋病)	毎週火曜日	9:00～10:00	感染症係 0930-23-3935	・予約制 ・無料 ・匿名可 ・血液検査・尿検査
B型・C型肝炎 ウイルスの 相談・検査	毎週火曜日	9:00～10:00		・予約制 ・無料 ・血液検査
こころの健康相談	原則 第1月曜日	14:00～16:00	精神保健係 (専門医による相談) 0930-23-2966	・予約制 ・会場 豊前総合福祉 センター
	原則 第2水曜日	13:30～15:30		・予約制 ・会場 京築保健福祉 環境事務所
	原則 第3水曜日	13:30～15:30		・予約制
思春期相談	原則 第3水曜日	13:30～15:30	精神保健係 (医師、保健師による指導) 0930-23-2966	・予約制
適正飲酒指導	第4水曜日	10:00～12:00		・予約制
法律相談	第4金曜日	13:30～16:30	企画指導係 0930-23-2379	・無料 ・予約制

事務所所在地・連絡先

〒824-0005 福岡県行橋市中央一丁目2番1号

◆総務企画課	総務係	0930-23-2244
	企画指導係	0930-23-2379
◆保健衛生課	保健衛生係	0930-23-2245
	感染症係	0930-23-3935
◆健康増進課	健康増進課係	0930-23-2690
	精神保健係	0930-23-2966
◆社会福祉課		0930-23-2970
◆保護第一課	第一係	0930-23-3025
	第二係	0930-23-3176
◆保護第二課		0930-23-3163
◆環境課	地域環境係	0930-23-9050
	環境指導係	0930-23-2380

FAX : 0930-23-4880

Email : keichiku-hhe@pref.fukuoka.lg.jp

交通アクセス

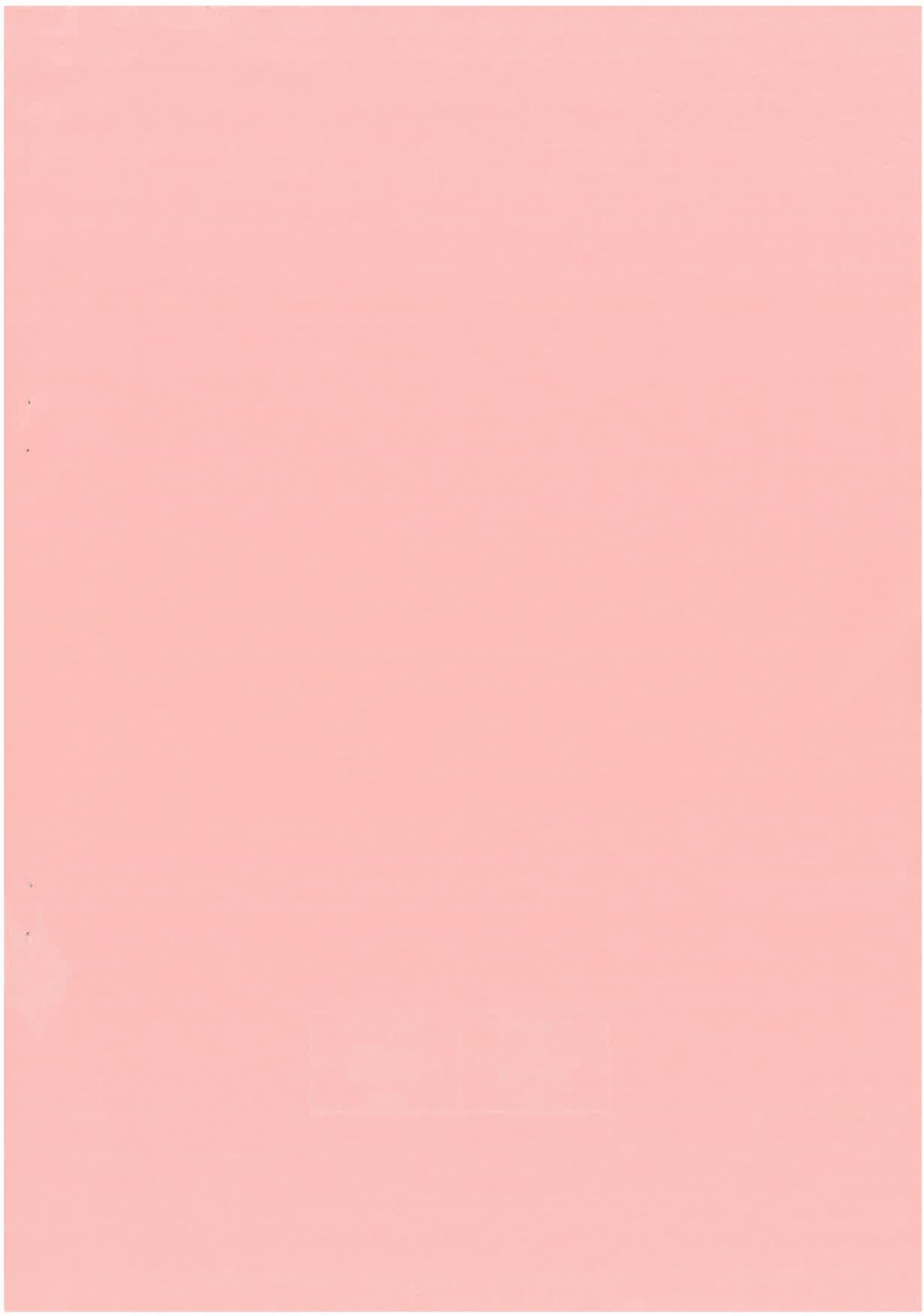


◆JRをご利用の場合◆

JR行橋駅下車・徒歩約15分

◆自動車をご利用の場合◆

- ◎一般国道10号をご利用する方
「今川ランプ」より堤防道路を上流側へ、
『今井渡橋西交差点』を右折後、約300m先
- ◎一般国道201号をご利用する方
『行事交差点』を右折し、約600m先の
『川越交差点』を左折後、約400m先



分類記号 GA	所属コード 4404301
登録年度 07	登録番号 0001